

ます。

本件に関し石油資源開発に関する問題については、石油資源開発株式会社常務取締役岡田秀男君、帝國石油株式会社社長岸本勲太郎君及び全国石油鉱業労働組合執行委員長の伊藤誠光君の三君に参考人として本委員会に御出席を願ひ、意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

本件に関し、質疑の通告がありますので、順次これを許します。齋藤憲三君

○齋藤(憲)委員 去る二月七日の当委員会において通産大臣から通商産業政策の重点について御説明があったのであります。私もこれを拝聴いたしました、またその速記録をも拝見いたしましたのでございますが、広範多岐にわたる通産行政に対するところの大体の骨子の御説明であつたのでありまして、私もこれに対しては大体賛成を表しておる一人であります。ただわが国の総合エネルギー問題に對しましては、最後の石炭対策にちよつと触れられただけで、一言もそれに言及しておられないのであります。きょう私はここに貴重な時間をいただいで御質問申し上げようとしておるのは、その総合エネルギー対策の中の石油及び天然ガスについて御質問申し上げたいと思つておるのであります。その前に政務次官に一つ伺ひたいのは、今後十年間のわが国のエネルギーに対する通産当局のわゆる大臣のお考えは、昭和三十四年十一月二十六日付で時の総理大臣から

経済審議会に對し、国民所得倍増を目標とする長期経済計画いかんとの諮問を行つたのに対して、昨年十一月一日に経済審議会から総理大臣に對し答申を行つた國民所得倍増計画中にあるエネルギー小委員会の報告と大体同じ考案に基づいて今後行なわれるのかどうか。これは経済企画庁の國民所得倍増計画の中に書いてあるいわゆる総合エネルギー対策と同じなのであります。後十年間の総合エネルギー対策を遂行していかれるのであるかどうか、これを一つ前もつて伺ひたいと思つたのであります。

○砂原政府委員 ただいまの御質問通りに、そういう方針で進んでいくことにいたしております。細部にわたつては、いろいろまだ検討を加えなければならぬものがあると思つてございしますが、御意見の通りに進んでいきます。

○齋藤(憲)委員 私はしろうとでよくわからぬのですが、所得倍増計画という大きな目的を達成する総合エネルギー対策に對しましては、あの答申書に書いてあるぐらいの規模で行なうことが最小限度だ、そう私は考へて、あのエネルギー小委員会の報告には賛成を表しておる一員であります。

エネルギー小委員会の報告中にどういふことが書いてあるかというところ、将来のエネルギー需給というところに、昭和四十五年度のエネルギー需給計画という項目があるのです。私が読みましたのは、経済審議会から出ております答申書で、それで今御質問申し上げておるのですが、その昭和四十五年度のエネルギー需給計画という項に、こ

ういうことが書いてある。石油の供給については、大幅な需要増加に對応して、原油九千万キロリットル、製品六百九十万キロリットルを輸入することとする、昭和四十五年まではこれだけの輸入量になる、それから国産原油の生産は百五十万キロリットルにまで持つていく、こういうふうに書いてあるのでもございしますが、この百五十万キロリットルというものは、石炭に換算いたしますと、大体二百四十万トンになる。このくらい大きな構想をもつて国内石油の開発をやっていくという。さらに、天然ガスは化学工業用、都市ガス用、発電用の需要等を見込んで、昭和四十五年には二十億五千三百万立米の生産をしたい。これは石炭換算にいたしますと、これは二百三十四万トンに相当するのであります。これはどういふ計算を基礎として、昭和四十五年までに国内石油を百五十万キロリットルに持つていき、天然ガスを二十億立米までの増産に持つていくという計算をされたのか、また、この計算に對して通産省としては今後どういふ操作をしていかれるのであるか、これを大体で持つていこうでありますから、お伺ひしたいと思ひます。

○伊藤政府委員 長期エネルギー計画におきましては、できるだけ低廉なエネルギーを供給するというのが主眼でございしますけれども、同時に国際収支の問題を全然度外視するわけにも参りません。従つて、天然ガスにつきましても、現在一億七億立方メートルほどの生産を上げておりますけれども、これは相当埋蔵量も豊富でございします。この需要を確保することにによりまして、一億二十億立方メートル程度

までの増産をするということで、国際収支の問題もあわせて解決したいという趣旨でございします。

○齋藤(憲)委員 それはわかるのですが、ただ私のお伺ひしたいと思ひますことはやはり答申書の中に、天然ガス及び国産原油の設備資金として、十年間に一千三百億円を必要とするということを考えておる、こういうことがあつたのです。ですから、国産原油は昭和四十五年までに百五十万キロリットルまで持つていく、それから天然ガスは二十億立米までに増産をするというのと、そういうものに対するところの設備投資は十年間に一千三百億円を必要とする、こういう操作をしておるのでありますが、これは私はよくわからぬのですが、設備資金として十年間に一千三百億円を必要とすると書いてあるのですが、一体設備資金というのはどういふことを意味するのか、これはどなたでもいいですが、一つ御説明願ひたい。

○伊藤政府委員 ただいまお話のよう、三十一、四十五年度で、千二百八十億という大よその資金所要額が計上されておりますが、これは、開発経費はもちろんでございしますが、それに伴います探鉱経費も含まれておるのでございします。

○齋藤(憲)委員 そうしますと、一年割りにいたしまして百三十億圓というものが巨額の費用を見込まなければ、十年後に国産原油百五十万キロリットル及び天然ガス二十億立米メートルというものの供給はできない。一体昭和三十六年度に、この国内原油及び天然ガス開発に對して、どれだけの予算措置をしておられますか、これを一

つ御説明を願ひたい。

○伊藤政府委員 ただいまの齋藤先生の御質問は、民間の投資額は別として、政府予算としては、天然ガスの開発にどの程度の予算措置を講じておるかという御質問でございしますが、天然ガスにつきましては、従前から天然ガスの探鉱補助をいたしておりましたが、これは本年度の予算といたしましては二千七百六十六万六千円でございします。われわれとしてはできるだけ増額したいということで努力をいたしましたけれども、諸般の事情で前年通りというふうになつたのであります。それから鉱山局の予算ではございせんけれども、地質調査所に千五百二十万圓の基礎調査の経費を計上いたしておるわけでありまして、一応直接の予算措置といたしましては、ただいま申し上げた通りでございします。

○齋藤(憲)委員 ただいま鉱山局長の御説明でございしますが、十年後に国産原油百五十万キロリットル、それから天然ガスを二十億立米に増産しようというのに對して、國家の予算措置は、わずかに天然ガスに對する助成金二千七百万圓、それから構造性ガスの調査に千二百百万圓という微々たるものであります。しかも私の記憶によりますれば、天然ガス開発助成金は、昭和三十一年、三十二年ごろの予算は三千万円くらいに止つておつた。それが大増産を目標にし、世界のエネルギー態勢が固体エネルギーから流体エネルギーに変わつてつたあつて、しかも今化学工業原料とともに天然ガスが大きな地歩を占めておるといふときに、わずか政府予算が三千万圓や四千万圓で持つて、この大増産計画ができると思つておられる

のか、思っておられないのか。これは思っておられないと私は思うのでありますが、こういうところに、私は所得倍増計画の、いわゆる作文的欠陥というものが多少現われてきているのではないかと、思うのですが、こういう点に對しまして、大臣代理として政務次官はどうお考えになりますか。

○砂原政務委員 齋藤先生の御質問は、この予算程度では、真の所得倍増計画はできないのではないかと、御趣旨でございしますが、私たちの方としても相当額の予算を要求いたしましたので、大蔵省とも内交渉をいたしました。が、今回はまことに残念ながら、その目的を達成することができなかったのがあります。今後はもちろん、所得倍増の目的が達成できるように、こうした面の商工予算の増額に懸命の努力を重ねていきたいと考えております。

○齋藤(憲)委員 通産大臣、それから政務次官は、御就任後日も浅いのでありますから、私はあえて責任を追及しようというのを考えておるのではない。しかし通産行政に携わっておるところの人の頭腦的な欠陥がこへ出てきているのではないかと、思うわけなんです。というのは、昭和三十六年度の予算要求に、天然ガス開発に対する大きな予算要求をしてないのです。初めからおりにある。私の知っております範囲内におきましては、天然ガス開発助成金がわずかに四千五百万円程度要求されただけで、あとは要求してない。のつけから天然ガス開発ということを通産省は考えておられない。そして質問をするというところ、お説もつともだ、これは場当たり答弁というものであつて、決して責任のある答弁という

ことには私はならないと思う。私は、国会に席を持つておる限りにおいては、国会のたびに天然ガス開発というものを、世界の大勢におくれないように、今日日本がやらなければならぬということ、を、何回となく政府当局に要求した。そのときの速記録を見ると、お説もつとも、お説もつとも、必ず必ずやります、やりまうと言つて、出てくるというところ、さつぱりやつてない。私が落選をする前に、三千万円の予算要求くらいのもので、今度また出てくるというところ、二千七百万円に予算が減る。一体こういうことで――口ではやるやると言つていながら、実態を現わさない行政というものは、これはわれわれが尊重するに足りない行政であつて、やるならやると言明したら、必ずやるということで責任が果たされるのであつて、私は通産当局に對してこの点は重大なる警告を發しておきたいと思つてあります。

私は、ただいままでであらうかじめ御質問申し上げた前提に立つて、これからいろいろ細部に渡つて御質問を申し上げるのであります。私はもちろんこの道の専門家でもないし、またきわめて未熟な知識しか持つておりませんから、用語上の誤りとかあるいは計算上の数字の違いというものは、いふぶんあると思ひますから、こういうことは手きびしく訂正していただきたい。そして、御答弁は要りません。簡単にして、明瞭に、しかしながら責任ある答弁をしてもらいたい。幾ら質問しても、お説もつともでも、あつて、答弁だけはするやうなやつておつて、あとでは何もやらないのじゃ、質問したつて価値はな

い。やると言つたら必ずやるというふうに、責任を持つて一つ御答弁をお願いしたいと思つてあります。私がいろいろ御質問を申し上げる焦点は、あらかじめここでしぼつてお話を申し上げておく方が、御答弁をなさるのに都合がいいと思ひますから、私が今質問をする目的を申し上げておきたいと思つてあります。

私の御質問申し上げる、第一の目標は、わが国の可燃性天然ガス開発に對し必要な埋蔵基本調査をどうしてやるかという問題、いいですか、鉱山局長、忘れないようによく覚えておいて下さい。それから第二番目は、これに伴う必要な立法の処置、たとえば可燃性天然ガス開発を目的とする法律を制定する考えがあるかどうか。それから第三番目は、国内石油の開発に對し、国内石油開発第二次五カ年計画を策定する用意があるかどうか。第四は、石油資源開発株式会社法を改訂し、さらに国策的な機関として、石油並びに天然ガスの探鉱に専念するような機構に改革する意思があるかどうか。そういうものに對して今後通産行政として、従来よりも重点的な施策として考えて、昭和三十七年度からは予算に對する大増額を計画する御意図があるかどうか。大体この五つの目標に對して御答弁をお願いしたいと思つてあります。御答弁を伺いたいと思つて、わが国の可燃性天然ガスの埋蔵量であります。この埋蔵量の調査というものは、まだ的確に行なわれていないからやむを得ないと思つてあります。通産省の調査によつて發表されたところによりますと、大体日本の可燃性天然ガスの埋蔵量は

千二百億立米と發表されておる。ところが天然ガス協会の發表いたしました数字によりますと四千六百億立米であるといふ。最近地質調査所で行つた調査から調査された結果發表されたのは六千億立米であるといふ。六千億立米といふことになりまして、これは膨大な埋蔵量であります。従ひまして、私はこれに對して通産当局は大體どのくらいの埋蔵量と今考へるのが適當であるか、これを一つお伺ひしたいと思つてあります。

○齋藤(憲)委員 私は、天然ガスの埋蔵量といふものがちよつぱりしたものでない、どんな数字が現われても気がつかない。しかし、石油と天然ガスが發表された一九六〇年の「内外石油情報」の末尾の方に、通産省産業合理化審議会エネルギー部会答申の中に、天然ガスとして千二百億立米、石炭換算一億七千万トン、こういうふうな数字が一応出ておるわけでありまして、それから、この天然ガス協会の「天然ガス」という一九五九年の雑誌に、いろいろ詳細な論文が載つておりまして、これは鉱業経済研究所の代表取締役足立さんと、天然ガス鉱業会の専務理事の伊藤さんが書かれたものであります。これによりまして、四千六百億立米埋蔵量がある。そうしますと、石油に換算いたしました四億六千万キロリットルでございます。四億六千万キロリットルの天然ガスがあるのです。それからこれを石炭に換算をいたしますと、六億五千万トンになるのです。ところが最近のいろいろな海底油田とか、あるいは見附の凝灰岩地層から出てきた天然ガスの状況から換算、推定すると、地質調査所では、これを今度は六千億立米以上だといふ發表をいたしておる。そうしますと、今度は石油に換算しますと六億キロリットル、石炭に換算いたしますと八億五千万トン、こういう膨大な國家の資源といふものが今日見込まれるやうにな

だったので、私は気にいたしておるのではありません。ある人から言わせると、新たに発見されたところのいわゆるグリーン・タフ、凝灰岩地層に埋蔵されている天然ガスというものを見込むと、日本の天然ガスの埋蔵量というものは兆という数字をもって表わすようになるのではないかといいが、いわれておる。ところが、世界の大勢を見ると、今総合エネルギーの重大な要素として天然ガスの開発というものは、全世界であらゆる努力を惜しみなく注いでやっている。アメリカに対しては、ソ連にいたしても、フランスにしても、イタリア、ドイツ、ベネズエラにいたしても、その他あらゆる世界の天然ガス埋蔵国は力を尽くして、これを一つの原動力として、国家繁栄の根柢となさんとし、総合エネルギー政策を立てておる。日本もこれだけの天然ガスがあるということが見込まれているにもかかわらず、予算措置を見れば、わずかに数千万円だ。一体そんな通産行政が世の中にあるかというのだ。私は与党ですから、あまり攻撃はしたくないのですけれども、実質的にこれを解剖してみれば、こんなピンポイントはな通産行政というものは私はないと考えている。

まあ、あまり攻撃はやりませんが、そこでもう一つ地質調査所長に伺っておきたいのは、今ここに現われておりますところの天然ガス埋蔵というものは、おそらく私は油性ガスとそれから水溶性ガスと、大体これに限られたところの調査だと思ふのです。昭和三十五年の天然ガスは、大体六億七千万立米くらい使うだろうという統計が出ている。そのうち五億一千万立米はい

わゆる石油性ガス、水溶性ガス、これは三十四年ですが、一億七千万立米は炭田ガスだと書いてある。ところが可燃性天然ガスという中には、炭田ガスが含まれている。この炭田ガスが日本においてどのくらい埋蔵されているかという点は、私の非常に興味を持っておるところであります。地質調査所の金原さん以下が表わされました「天然ガス」という本がある。この「天然ガス」という本を見ると、コール・マイン・ガスだけで推定埋蔵量が七千二百億立米と書いてある。これはさっき地質調査所長が言われたように、日本の石炭の埋蔵量というものを国家が法的に調べた結果、日本の石炭の埋蔵量というものは二百億トンという数字が出ておる。この石炭二百億トンに含まれておるところのいわゆる炭田ガスが大体一トンに対して平均三十六立米、そうすると七千二百億立米という推定埋蔵量が考えられるということになる。炭田に石炭と一緒に共存しておるいわゆるコール・マイン・ガスが七千二百億立米でありますから、一般にわたるところの炭田の天然ガスといつたらば、一体これに何倍するか、何十倍するか想像がつかない。そうすると日本の可燃性天然ガス全体としての埋蔵量というものは一体どのくらいになるか、地質調査所長はつきり御答弁を願いたい。

○兼子説明員 ただいまの御質問に対してお答え申し上げます。

炭田のいわゆる炭田ガスにつきましても、石炭一トン採掘いたしますのに三十六立方メートルガスが出るという計算になっておりまして、従いまして実際は石炭一トンとるものよりも、そ

の石炭が推積しておりました地層からはもっとガスが出るはずであります。具体的に申し上げますと、常磐あたりもいわゆる石炭に随伴するガスと申しますよりも、ややわずかに少なくなります。石炭の推積した地層がガスの母層を持つておるといので、これ以上になるものと推定されるのであります。それからいまいついわゆる石油と一緒に出るガス、それから石油を伴わないガス、水と一緒に出るガス、それから最近ここ一、二年のうちに発見された構造性ガスといわれるもの、これが非常に大ききうございまして、実は私自身がまだ推定がつかないというふうにお答え申し上げたいと思ひます。

ただ非常に大きいことは事実であつて、ほとんどふえていくというので、はっきりした埋蔵量はお答え申し上げられないと私は思つております。非常に大きいけれども、ここで数字をあげてやるといふことは非常にむづかしいと思つております。もう少し調査を要すると思ひます。

○齋藤(憲)委員 石炭一トンに対して平均三十六立米のコール・マイン・ガスが含まれておるといふことになるが、石炭合理化対策といふものもこの可燃性天然ガスを度外視してはないと思ふ。もしそれだけの三十六立米という生ガスをメタンガスですから値段はどのくらいするかわかりませんけれども、生ガス一立米十円と換算いたしますと、三十六立米は三百六十円であり、三百六十円といふものは石炭の値段に比較いたしますと、これは相当なウエイトを持つて参ります。その他炭層以外に含まれているいわゆる炭田地帯に埋蔵されているところの天然

ガスの開発を行なつて、これを有用に用いるといふことを度外視して、いわゆる石炭地帯の合理化といふものはなかなか考えられないのではないかと。そういうところには私は通産行政の石炭対策に対する大きな欠陥があるんじゃないかと、こう考へている。だからむしろこの炭田地帯における石炭の埋蔵量に伴うところのいわゆる可燃性天然ガスといふものの調査を徹底的にやつて、それからこの天然ガスと石炭を併用する道を切り開いていく、そこに将来の石油の利用価値を高める方法というものがあつて、御研究を願ひたいと思ふのであります。石炭二百億トンに埋蔵されておるところの可燃性天然ガスは七千二百億立米あるという。そうしますと石油に換算いたしました七億トン、石炭に換算いたしました十三億トンあるということになる。その他炭層にはどれだけの天然ガスが含まれておるかというところは、これは調査をしておるまいからわからない。今地質調査所長の話を聞きますと、おそらく石炭そのものに含まれておるところの天然ガスの方が大きいだろうということになります。これは日本のごとき資源の欠乏しております国にとりましては重大問題だ。これを今まで一つも手をかけてないといふごとき間の抜けたことではないと思ふのであります。これはまあ將來の問題として、一つよく御検討をお願いいたしますと思ふのであります。

それからもう一つお聞きしておきたいのは、四十五年には二十億立米まで天然ガスを持つていく。これは持つていけるでしょう、とにかくたくさん埋蔵量があるのですから。四千六百億立米だとかあるいは六千億立米だとか、それはたくさん埋蔵量があるのでありますから、金をかけて掘さくしていけば、何も昭和四十五年に二十億立米なんてけちくさい数字を出す必要はないと思ふ。五十億立米でも百億立米でも日本は使えることになるわけですから。昭和四十五年に二十億立米を供給する、その二十億立米といふものを毎年安定して供給するに、一体どのくらい金がかかるのですか、これは鉱山局長、どのくらいかかるのですか。

○伊藤政府委員 先ほど申し上げましたように、二十億立米まで生産を上げる経費は千二百八十億円ということでございます。すけれども、そのピーク時でございます四十五年の二十億立米、これまでの累積の金額でございますので、その二十億立米の、生産維持だけの資金が幾らかはちよつと今はつきりしてありません。

○齋藤(憲)委員 私の質問はそういう質問じゃないのです。これは経済審議会からの答申は、四十五年までには百五十万キロリッターの国内石油、二十億立米の天然ガス供給、増産までに必要な金が千二百八十億円かかるというのです。それはそれでいいんだ。しかし私の今質問しているのは二十億立米という天然ガスを毎年安定して供給するといふ、その安定感を保つには、いわゆる探鉱費として一年間何ぼかかるかといふことです。

○伊藤政府委員 先ほど政務次官からお話し申し上げましたように、小委員会の報告は一応の計数を計上したものでございまして、この実施につきましては、さらに細部についていろいろ計

数的に検討しなければならぬ問題がございまして、数字は必ずしも、先生の今の御尋ねの点につきましては的確にお答えを申しかねますが、一応常識としては一立米二円程度の探鉱費を必要とするものと考えております。

○齋藤(憲)委員 そうすると、毎年二十億立米を安定した形において供給するということになれば、探鉱していかなければならぬ。一本の井戸を掘って、それが永久に寿命があるというものじゃない。やはりだんだんと減衰していく。だからそれを補充するために常に探鉱していかなければならぬ。それが鉱業界の通説として、大体一立米一円五十銭から二円です。そうすると二十億立米を常に供給するためには、その探鉱費が三十億円から四十億円必要だということですね。そこに天然ガスというのに対して国家の大きな施策がなければ、紙の上では、昭和四十五年に二十億立米を安定した形において供給して、総合エネルギー対策の一翼をになわせるんだと書いても、それに対する徹底した施策を行わずして、どうして——一体地下から自然に天然ガスが出てくるのですか。そういう点に対しては、昭和三十六年度は、通産省は予算的に一つも努力をしていないと私は思うんだが、この点は一応通産大臣はどうお考えになつてゐるか。

○推名国務大臣 天然ガス探鉱補助として、きわめて少ない経費で恥かしいのですが、二千七百万円程度ございまして、今後この探鉱には相当の努力をする必要があると思ひますので、十分努力をいたして参りたいと思ひます。

○齋藤(憲)委員 私はこの「欧州視察報告」という、帝國石油株式会社社長岸本勘太郎先生の報告書を拝読したのでありますが、これによりまして、日本は地下に天然ガスを四千億立米も六千億立米も持つており、しかもその他炭田ガスをたくさん持つておりながら、いかに日本の総合エネルギー対策に対する行政に欠陥があるかというところがよくわかるのであります。きょうを願つておるのでありますから、——これは膨大な紙数で、私一々これを覚えておりませんが、参考人としておいて、日本の天然ガス対策というものがいかに劣弱なものであるかということとを、はつきりここで速記録にとめておいていただきたいと思います。どうも一つ、欧州の、視察された天然ガスの状況と日本の現状、及び日本は将来一体いかにあるべきかということ、簡単に御漏らしを願ひたいと思ひます。

○岸本参考人 先ほどから齋藤先生のお話を承つておりました。これほどよく天然ガスを御研究になつておられる方が日本にあるか、知識の広大なことは私よりも上じやないかと思ひました。私の扱つておりますのは、炭田ガスは全然関係がありませんでして、水溶性のガスと構造性のガスというものを扱つておるのであります。日本の天然ガスの開発は非常に急速に進歩いたしまして、昭和三十年、一億五千万バー・イヤーぐらゐであつたものがいまでは七億立米以上になつております。五年間に約五倍の増産になつております。で

ありますから、相当な努力はいたしておるのでありますけれども、極言をいたしますれば、天然ガスというものが新しいものであつて、これをよく御理解になる方が少ないだと思ひますが、日本では天然ガスの助成、探鉱及び開発に対する補助というものは、従来まではほとんど皆無だつたと言つてよいと思つております。営利事業でありますから、やはりそろばんをどうやっていかなければならぬ。当たれば大きいのですけれども、当たるまでには相当金がかかるというふうな仕事であるものだから、特に新しい仕事であるものがないという、結局これは政府にお払い戻しすることになるのであります。非常に困つてくる。何とかして国家的に、公社的なものでもありまして、そうして天然ガスというものの開発をする、探鉱をするというふうな面にお助けが願ひますれば、われわれといたしましては、今もおつしやいますように、非常に大きな地下資源でありまして、おそらく日本に残されておる唯一の重大なる地下資源ではないか、こう思つております。先生方のお力添えによりまして、天然ガスという問題を十分御理解の上、一つ全国的に探鉱する、あるいは探鉱する人間に大きな補助を与えて、それをやりつぱなして、十分地下資源の活用ができるように、十分地下資源の活用ができるように、イタリアに参りましたも、フランスに参りましたも、バキスタンに参りましたも、いずれの国でも天然ガスというものに目をつけまして、極力国が

補助をしてゐる。で上がったものは民間に渡してしまひますけれども、初め探鉱する、ある程度を開発すると、この段階は、国が主力をそいでおるといふのが実情でありますので、ぜひともこの方向に御支援をお願いいたしたいと思ひます。

○齋藤(憲)委員 日本の、特に水溶性ガスが皆無であると思はれるのは、この地質調査所の方々の御調査によりまして、ほとんど教養しかない。大体どの地帯に行つてもガスというものがあつた。特に最近、関東地方は構造性ガスの大宝库であるということがだんだんわかつて参りました。これに対しては、大開発を行なわなければならぬのだという説が、だんだん濃くなつてきておるようであります。

そういうこさいな点に對しましての質問はなるべく避けて、本論に入りたいと思ひますが、大体今まで私が御質問申し上げましたことによりまして、日本の天然ガスというものは膨大な埋蔵量がある。しかもこれを化学工業の原料に用いることによつて、近代的な製品の原料として、海外市場にまで進出する可能性がある。いわゆる所得倍増計画の重大な原料として、これは将来性を持つものである。というふうな観点から、先ほど御質問申し上げたのに対して、今後は大いに天然ガスの開発をやる、こういうふうにおつしやつておられますけれども、一体今までの日本の天然ガスというものは、なぜこういうふうなうらぶれた姿になつておるかという、この天然ガスに對するところの国策がないので、天然ガスが出た場合に天然ガスを一体どうしたいかという政策もない。これを国家のために活用すべく作られた立法措置もない。ですから、どの現場を回つてみても、石油をどうとん掘つていけるけれども、石油だけはくみ取つて、そして石油とともに出てくる天然ガスは空中に散逸させておるというのが現状であります。ところが、私の聞いておるところによりますと、水溶性のガスであります。水一トンに對して大体天然ガスが一立方メートル含まれてくるわけなんです。ところが石油は違ひなんです。四百メートル底におきまして出てくる。石油には、石油一トンに對して天然ガスが七立米含まれてくるわけなんです。だんだん地下に行つて圧力が加わりますと、この石油に競合するところの天然ガスの量というものがふえてくる。今、国内の石油は高い高いといわれておる。だから貿易の自由化が行なわれるならば、日本の国内石油というものはとても問題にならないといふ人は言うておるのですけれども、現場に行つてよくそれを見てみると、石油だけは取るけれども、天然ガスは逃がしておる。その天然ガスが一立米一体どのくらいするかといへば、大体なまがで七円から十円しておる。ですから、それをこさいに統計的に調べてみると、どのくらいその天然ガスを利用することによつて日本の国内石油が値下がりしてもいいかというところになります。一・四になる。今七千円しているところの国内の石油を一・四で割ると五千円になるわけでしょう。ですから、いわゆるパイプラインに出てくるところの天然ガスを完全に活用いたしますと、四割は値引きできるといふのが、国内石油に對するところの将来の価値づけの根拠じゃない

年度におけるところの十大ニュースの一つじゃないかと思うのです。一体日本が海底油田に成功したということ、沖合二千メートルまでいわたる大陸だの資源というものが拡張されたということなんです。しかも今まで考えてもみなかったような海底から、大きな油と大きな天然ガスが出てきたという実績は、これを成功と言わずして何が一体成功か。おおむねという言葉は速記録から私はとっていただきたいと思う。

それともう一つ、私は内陸的に一番成功したと考えておりますことは、新潟県の見付において、凝灰岩質から大きな天然ガス及び石油を発見したということでありまして、一体日本の地質学者は、ここに兼子所長もおりますけれども、石油というものは、新しい第三紀層を主として、ブラックシェールの中に五メートル、十メートルとはさまれておるところの凝灰岩質から油が出るという観念でもって掘ってあった。だからその第三紀層の下にあるところのグリーン・タフにボーリングの深度が伸びると、もうここでおしまいだとい

ってやめたものです。ところが絶対に出来ないであろうと考えられておってグリーン・タフにそのボーリングを突っ込んでいったところが、いまだかつて見ざるどころの大きな構造によって天然ガス及び石油が出たというの、あの新潟の見付であります。だから、あの天然ガスに火がついたときに、日本の技術では消せなかった。わざわざアメリカから飛行機でもって技師を呼んできて、大騒ぎしてあの天然ガスを消したのです。グリーン・タフというもののから天然ガスも石油も出ないものだと

思っておったところが、バカッと出たでしょう。出たら、グリーン・タフというものがあつた日本の一帯というものは、一体どこです。北海道から青森から秋田から岩手から、ずつとかけてグリーン・タフがあるでしょう。しかも今までの千三百や千四百の深度ではこの実態を見きわめることができない。世界は今どこまで掘ってあるかという、大体四千五百メートル、五千メートルまで掘ってある。四千五百メートル、五千メートルまで試錐をやつてあるから、大きな石油と天然ガスを見つけている。日本はどこまで掘ってあるか。千五百が限度でしょう。たまには三千ぐらいまで掘るけれども、金が続かないからやめてしまふ。そういうような大きな油田を発見しておるので

す。石油資源開発会社というものが、国内油田開発というのに対して私は私には大成功したのだと思つておるので

す。そこで大蔵省に今年年度予算を要求して、国家の出資十一億圓を要求したのに対して、大蔵省はいかなる査定をしたかゼロに査定した。お前のベースでやれ。株式会社だから、石油が出てきたんだから、もうかるのだから、お前の利益の中でもって探鉱してやれ。それならば、石油資源開発会社というものは解体して帝石に返した方がいい。そんなつもりで、石油資源開発会社というものを作つたのじゃない。名前は株式会社でありますけれども、これは国家の力でもって日本の資源を探鉱していくというところに石油資源開発会社の生命というところがある。それをき違えて、石油が出てきたからお前もかるだろうから、お前は勝手に

もうかる範囲内においてやれというなら、何も石油資源開発会社なんか作る必要はない。帝石に返したらい。鉦区も帝石からきたのであるから、人間も帝石から来たのであるから、うやうやしくお返しした方がいい。その方が手取り早い。私はそういうことで、石油資源開発会社を作つた公的、国家的意思というものは達成されたいと思ふ。これだけの大成功を前提としておるのでありますから、もう株式会社というけちな考え方はやめて、これを公的な機関に改めて、国家がさらに大々的な金を出して、日本全国の石油及び天然ガスの実在を調査するのが、私は今後にあるべきところの姿ではないかと思ふが、これに対してその道のエキスパートであるところの通産大臣は、いかにお考えになるか、はつきり御答弁をお伺いしたい。

○推名国務大臣 海底油田及び見付の油田の発見は、これは確かに大成功だと思ひます。さて今後日本の埋蔵資源を徹底的に調査するために機構を改革して、そして再出発したらどうかという御意見でございますが、この問題については大体国家の方向がよくわかり、また賛成したいような気もいたしますが、これを具体的に今こころではつきりど、どういう機構でどういう手順でやるというようなことにつきましてもう少し、この問題は重大な問題でありますから、大いに研究してみたいと思ひます。

○齋藤(憲)委員 岡田参考人に答弁をしていただきましたにあわせて、わきょう私の方の新聞を見ましたところ、石油資源開発会社は事業費総額が五十八億圓、この内訳も一つ。

○岡田参考人 私の仕事をさせていただいております石油資源開発株式会社を形を変えまして、探鉱専門の組織に改組したらどうかということにつきまして、先ほど大臣から御答弁がございましたが、私も大臣は通産省の驥尾に付して今後も御期待に沿うように努力させていたたくという以上のことは、ちよつと申しかねると思ふのであります。

来年度の当社の事業規模は、大体目下会社の内部で検討中でございまして、近く通産省の方へ認可申請をいたす段階になつております。まだ確定的なことを申し上げる段階にございせんのでございまして、大体会社内部で今とめかけております段階のこととを前提といたしまして、来年度の新しい資源を探します探鉱部門の資金といたしましては二十億ないし二十一億くらいに資金量を考え、すでに発見したしておりますところの油田なり、その油田を開発するという方面には約三十四、五億くらいを充ててやりたいと考えておるのでございまして、探鉱費といたしましては大体二十一億くらいでございまして、それから開発といたしましては約三十五、六億の開発資金を予定いたしておるわけであります。合計いたしまして先ほど御指摘がございましたように四十七、八億くらいに資金量になる予定で、目下計数の整理をいたしておる段階でござい

す。

○田代説明員 ただいま齋藤先生からお話がありました石油資源開発株式会社につきましては、全然大蔵省がめんどうを見ていないというお話がござい

ました。が、本年度の予算におきましては、財政投融資で四億圓、それから政府保証という格好で五億というようにこととめんどうを見るということに相なつております。

【委員長退席、中村(幸)委員長代理着席】
昨年石油資源に対する出資は、たしか十九億だつたと思ひますが、それに比べて非常に少ないじゃないかという御指摘があるかもしれないが、実は先ほどいろいろ御議論がございましたように、石油資源の開発部門が相当成功いたしました。申川、見附、その他各方面において非常に成功したということとかなり探鉱部門で金が要するもので、その余剰金がかかり出ますもので、すから、その金を充てまして、今お話がありましたように、二十一、二億前後の探鉱事業費ということに相なつております。

○齋藤(憲)委員 僕が大蔵省が石油資源開発会社を全然めんどうをみない、こう言つたのは、政府出資の第一次査定がゼロだつたということなのです。それからわれわれが一生懸命になつて、そんなばかなことはしない、といつて、復活要求をして、それでようやくしつぱ四億出た。そういうことを言つておるのです。完全に石油資源開発会社設立の認識が違ふのです。だから、石油資源開発会社設立当時の速記録をずっと読み返してみても、どういふ意図でもってこの国会は石油資源開発会社を作つたかということがよくわかる。だから、もうかれはもうかるほどそれも探鉱費に入れるし、それから国家の金も、今度ははいよいよ石油というものが見つかつてきたのだから、去

年は十九億見ておったが、ことしは三十億入れてやろう、そうして広範圏にわたって石油の探鉱をやろうというのとでなければ、石油は全国的に見つかないわけでしょう。ドイツの探鉱方法を僕は見たのだけれども、ドイツの探鉱方法は二千メートルなら二千メートルの電気探鉱、地震探鉱をやって、有望地帯というところはほとんど全国的にやる。全国的にだあ探鉱をやって、それを綿密に計算しておいて、十カ年開採計画を立ててやるから、十カ年間に一千万トンという石油が、もう七百万トンにきておるでしょう。これをやろうとして計画したのが日本の石油資源開発会社です。岡田専務は通産省の驥尾に付して——冗談じゃない。通産省の驥尾に付してじゃない。国家がいかなる意思をもって石油資源開発会社を作ったかという、その立法の精神に従ってという参考人としての意見陳述をやらなければ価値がないじゃないか。通産省の驥尾に付して——通産省がよたよたなんだから、よたよたに追隨していったら、よたよたになつてしまふことはきまりきつたことじゃないか。大蔵省はいかに四億出してやった、五億国家の債務保証をしてやる。そんなことはあなた方はしなさい。これは第一次査定からわれわれは即頭百億して残念だけれども、金を出してもらわなければ日本の石油資源の状態というものがわからなからというところで、即頭百億して——政府出資四億、わずかですよ。私なんか商工部会で十四億要求したのだけれども、四億に削られた。私は何も石油資源開発会社に政府出資をたくさん

出してもらって、そのリベートをもらおうなんて考えておるのではない。そんなけちくさい考え方でそんなこと言つておるのではないが、一体日本は外国貿易自由化に踏み切つて、そうして石油は四十五年には、さつきも言つたように、九千万キロリットルに及ぶところの輸入をしなければならぬ。これに對処して国内油田のあり方はどうあるべきかということのために、國家の立場からこの調査をしなければならぬ。しかもさつきお話を申し上げた通り、日本の国内石油は高い、高いと言われながら、天然ガスというものはそろばんに入れてない。天然ガスは完全に利用するならば、日本の石油は外國の石油よりも高くないのです。一・四倍に加算できる。そういう点から言つて、國會において石油資源開發會社というものを作つたその精神で五年間捜査して大陸的な発見し、それから新しい深い層におけるところの含油層を発見した。日本の石油というものはわずかに七百万キロリットルしか埋蔵量がないと言われているけれども、今三千メートル、四千メートルの凝灰岩質を掘ることによつて、將來世界一の石油國とならんということはだれも否定できなくなつてきた。そういうような目的に對して十四億くらいの政府出資を要求したのに、なぜ大蔵省は第一次査定をゼロにするのです。どういう考え方をもちてあれをゼロにしたのです。もう一ぺんはつきり伺いたい。

○田代説明員 これは先生に申し上げるのではないですが、予算と申しますのは結果で見えたかぬと、途中のことと議論されますという問題があると思ひますので、國會に提案いたしました予算の姿で御判斷願ひたいと思ひます。これが大蔵省の考え方でございます。

○斎藤(憲)委員 結果論としては、いわゆる國會の意思が入つたからそういう結果になつたので、あのまま駄つておればゼロになることは當然予想される結果なんです。私はそういうことを言つておるのではない。もう少し大蔵省は——あなた方は第一次の予算査定をするのでしよう。第一次の予算査定を大蔵大臣がやるわけではない。あなた方の觀念が間違つてゐると、残念ながら今國家の予算が右左されるといふ状態なんです。これは残念なんだよ。残念だけれども、國家組織がそうなつてゐるから仕方がない。メイファーズなんだよ。だからそういうところは一ぺん注意してもらいたいんだ。だてやういふものを作つたその精神で五年間捜査して大陸的な発見し、それから新しい深い層におけるところの含油層を発見した。日本の石油というものはわずかに七百万キロリットルしか埋蔵量がないと言われているけれども、今三千メートル、四千メートルの凝灰岩質を掘ることによつて、將來世界一の石油國とならんということはだれも否定できなくなつてきた。そういうような目的に對して十四億くらいの政府出資を要求したのに、なぜ大蔵省は第一次査定をゼロにするのです。どういう考え方をもちてあれをゼロにしたのです。もう一ぺんはつきり伺いたい。

燃性天然ガスという大眼目をひっさげて、もう一ぺん國內の事情を再検討してごらん下さい。いや、これはとんでもない失敗をした、もつと金をつけてやればよかつた、という結論に達する。それは當然だと私は思うのであります。それではそれから、どうか通産省におかれまして、それから大蔵省におかれまして、現実に今われわれの眼前に現われて参りました日本の一切の可燃性天然ガス及び國內石油というものに對して、もう一度御検討を賜わつて、將來の所得倍増計画の一環として万違算なきを期していただきたいと思ひであります。

特に最後に通産大臣にお願いをしておきたいことは、この前通産大臣の代理として政務次官から御答弁を願ひました將來の石油資源開發株式會社のあり方につきましては、今時間がございませぬから御質問申し上げませんが、はなはだ微温的だ。そうでなくもつとはつきりとした第二次五カ年計画を立てて遂行するには、こういうふうにしてやるという作業をこれから一つお始めになつて、昭和三十三年で第一次五カ年計画は終わるのでありますから、日本の地下資源というものに對して、將來石油という立場から、もう一段と積極的な施策の行なわれるような体制を確立していただきたい、さうやうにお願いいたします。

大へん時間を長くやりましたが、これをもちつて質問を終わります。

○中村(幸)委員長代理 伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 今まで齋藤君が質問されておりましたことに関連をして一点だけちょっと御質問しておきたいと思ひます。

それは冒頭に齋藤委員から、池田内閣が所得倍増計画を成功させるために、日本の産業經濟を増強させるために、國內石油、天然ガス等を開發せなければならぬ、そのために政府は十カ年計画で一千三百億圓を必要としておる、年間に百三十億圓を要すると言つておるということについて質問をした。これに對して政府委員も政府次官も、これをもつともであると認めておられる。そうしてさらに通産省、大蔵省、これらに予算折衝することについてまことに問題にならなかつたという点に對して深く遺憾の意を表しておられたようです。ついでには、この十カ年千三百億圓、年間百三十億圓という石油、天然ガス開發のために必要とするこの資金は、政府資金を出しになるのかどうか。この点を一つ通産大臣から伺つておきたいと思ひます。

○椎名國務大臣 一応この程度の開發資金を要するだろうという、いわば見當をつけておるのございまして、これを今年度々々という資金でまかなうかというところにつきましては、年次計画でいくのございしますが、ただいまのところはこの点ははつきりきめておりませぬ。

○伊藤(卯)委員 一応所得倍増計画の重要な裏づけとして、これはあげられておることだと思ひますが、それに對して、石油、天然ガス開發に十年間一千三百億圓要するという膨大なものを、しかも所得倍増計画は三十六年度から始まつておることを政府は明らかにしておる。しかるに今大臣の答弁を聞くと、まだこれは検討中だと言われるが、そうすると所得倍増計画とい

うものも検討中ですか。この点を明らかにしてもらわなければならぬ。しかもさらに、さつき齋藤君からも質問しておりました石油、天然ガスの国内資源の開発は、昨年度より国家資金は三分の一くらいになっておるのじゃないですか。しかも大蔵省はそれですら出したがらなくて、おそらく今年一ぱいだというようなことを言ってお出しておるようであります。そうするとすでにこの五カ年計画というものは、大蔵省はこれをストップさせようとしておる。そういう行き詰まった状態になっておるところに、この膨大な、年間百三十億という必要資金を出しておられるで、これらの点を一体どういうようにさばこうとしておられるのか、検討中と言われることになるならば、これははたしてやれるのか。これはやはり得ないということになってくると、所得倍増計画というものが従っていかげんなものになってしまう。この点も少しはつきりして下さいます。そうでないと今後の通産行政に対するわれわれの審議の上にも重大な関係がありますから、この点をもっと明確に、大臣として責任のある点の一つ明らかにしてもらいたい。

○権名國務大臣 数字の点につきましては局長からお答えいたします。

○伊藤政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、所得倍増計画なりその一環でございます燃料小委員会の報告は、いわば目標数字を並べたような格好でございます。これをどう実現していくかということは今後の問題でございます。従いまして、年次別にどの程度の所要資金であるかということはまだはつきりきまっておられません。

ただ私どもの考え方といたしましては、この千三百億の中でできるだけ開銀資金なり、北海道東北開発金融公庫の資金なり、あるいは必要によりましては政府資金を使つてこの目標を達成していきたい、そういうふうな考えでおる現状でございます。

○伊藤政府委員 私は今伺っている問題は、政府委員が答弁すべき内容のものではないはずで、しかも池田内閣の所得倍増に伴う産業経済計画の基本的な問題であると思う。それを大臣がお答弁されないで政府委員に答弁さすということは、大臣としてこれははなはだ責任ののけがれないか、こう思う。そこで、三十六年度から出発しておる所得倍増計画を、しかも産業経済の基礎をなすところの石油、天然ガス国内開発、これをいまだ検討中と言われるというところは、一体所得倍増計画をいつから具体的に組み立てて進行されるのですか、この点もあわせて明らかにしてもらわなければならぬ。そうすると、一体そういう資金をあげられたい以上は、石油、天然ガス開発の五カ年計画をさらに第二次、第三次とやってやろうとされるのかどうか。それから従来の石油資源開発のあの半官半民的なものを、さらに公的なものにしてやろうとされるのかどうか。おそらく資金をあげられる以上は、私はそういう構想もあつてのことだろうと思う。構想も何もなくて必要資金をあげられるというところは、これは不見識きわまる。だから構想があるはずで、その構想を明らかにして下さい。構想があるなら、いつからこれに着手して、いつからこれを具体化するというおおよその計画がなければならぬはずで、こ

れを大臣が明らかにされないというところになってくれば、私は池田内閣の所得倍増論とか産業経済計画というものは、全く空想的なものと論ぜざるを得ないから、そのつもりで明らかにして下さい。

○権名國務大臣 所得倍増計画は申し上げるまでもなく、三十六年度からスタートして昭和四十五年に十年目を迎える、こういうことでございます。それでさしあたりの現実の問題といたしまして、エネルギー問題はわれわれが当面する重大問題であります。従つて、電力の建設あるいは国内外の石油あるいは天然ガス、石炭、そういうような問題を総合的に研究いたしました。現実的に把握できる部門から、この計画は具体的に着手しておる次第でございますが、先ほどからたびたび指摘がありましたが、天然ガスに對しての態勢がまだかたまっておりません。われわれとしても大いに反省する必要のあるところでございますが、民間においてもそういう態勢がまだかたまっておりません。だんだん天然ガスの重大性というものを認識して、現にこれを活用しておるところもございすけれども、これは一般化しておらない。そういう点でこれだけどうも出づるおるといふことはこれは認めざるを得ません。従つて、小委員会の十カ年間で千三百億、この目標を掲げられたのでございますが、各方面のエキスパートが寄り集まつて十分に研究の結果かような結論が出たわけでございすから、われわれはこれを尊重して、今後あるいはこの資金を民間資金にどの部分ゆだねるか、あるいはまた政府資金としてどれくらいのことを行なうか

ばならぬか、そしてまたどういう機関で、どういう順序でやるかというようなことにつきましても、まことにお願いをさせていただきますけれども、これを立てて、そして他のエネルギーの部門と同じようにだんだん頭をそろえて開発が進捗しますように努める覚悟でございます。

○伊藤政府委員 いま一点だけ。天然ガスについて、まだかたまっておりぬというところを大臣は言われるが、先ほど岸本参考人からもお話がありました。が、近年に至つて天然ガスが五倍にふえてきておる。その五倍というのは石油開発会社五カ年計画を作つて、この五カ年間に五倍にふえてきておる。しかもさらにこの天然ガスを原料とするところのガス化学工業というのは非常に膨大に發展しておることを御存じでしょう。さらにまた天然ガスを東京都市民に使つたということについて、その計画の進行しておることを御存じでしょう。そうするとかたまっておりぬどころじゃなくて、その需要度がいかに拡大されておるかというところは事実上明らかになっておる。もうすでに工業化しておる。だからかたまっておりぬというところは、どういふことを言われるのか、私にはその意味がわからぬのである。私は今ここで理屈詰めで大臣をこつちめてしまおうというのではないが、かたまっておりぬどころじゃなくて、いかにこの需要度が拡大しておるかというところは、ひっぱりだかになっておるのですよ。こういう状態になつておる。従つて年間百三十億円という膨大な資金を使われるのなら、当然その具体的な計画を立てておるものと私は信じておる。従つてこの会期中

でよろしゅうございすから、千三百億を、あるいは年々百三十億をどのように使つてどうしてやろうかという構想を、一つわれわれにお示し願うことを私は要請しておいて、きょうはちょっとおあずけにしておきます。

○中村(幸)委員長代理 次は通商産業の基本施策に関する件について調査を進めます。

○松井(誠)委員 私は競輪の行政につきまして、主として重工業局長にお尋ねをいたしたいと思ひます。

私のお尋ねいたしますことは一見ささいな問題であるようでございすけれども、その中にいろいろの問題を含んでおりまして、少なくとも政治の姿勢を正すという意味で、とうてい黙過できない問題を含んでおります。そこで非常に貴重な時間をさいていただきましたが、与えられた時間が非常に短うございすので、問題を端的にお尋ねいたしますから、お答えの方もそのように御配慮で、一つお願いをいたしたいと思ひます。

問題は新潟県にある弥彦村という村に、昨年の暮れに競輪の開催の限度外の申請といたしますが、そういうものが通産省から許可になつたという問題に端を発しておる問題でございます。御承知のように新潟県は昨年の三月に党派をこえた議員の提案で県営の競輪を廃止いたしました。そして県が従来やつておりました年三回の回数が増えたとおることをめぐりまして、そのあと新潟県の各町村で限度外の申請あるいは新規の申請という動きが非常に盛んになつて参りました。しかし県や県の

議会は、今新潟県は地財法の適用を受けた再建団体でありますけれども、競輪が持つておる社会的な害悪というものを痛感いたしましたので、廃止に踏み切った、そういう経過もありますので、そのような限度外あるいは新規の申請については許可をしないでもらいたいということ、通産省並びに自治省に再三申し入れをいたしておいたわけなんです。ところが昨年の暮れに、県が知らない間に弥彦村に対して限度外の開催の許可をいいますか、承認をいいますか、そういうものが与えられたということが最近わかりまして、地元では現在非常に大きな問題になっております。そのことをお尋ねいたしますのであります。

そこでまず私がお尋ねいたしますのは、その弥彦村の申請から許可と申しますか、に至るまでの簡単な経緯、特に地元の県あるいは自治省などの意見を、どういう経過で、どういう内容をお聞きになったかということに重点を置いて、まずその経過を御説明願いたい。

○佐橋政府委員 昨年の六月の二十日付をもちまして、弥彦村の小林村長から、上水道事業並びに消防機械化を実施いたしますために、不足財源として四百八十六万円ございまして、この一助として、弥彦の競輪場の使用希望者がありまので、限度外申請を一回認めてもらえよう、東京通産局を経由して申請があったわけであります。これに對しまして東京通産局ではさうそく新潟県の総務部長に意見を徴しまして、その結果、弥彦村が赤字財政で、この赤字を補てんするためには競輪収入が唯一のものである、それか

ら弥彦村は市町村民税の所得割の税率の引き上げも行なつておる現状でありますので、限度外申請の事情は了解されるが、本県としては競輪廃止の経緯もありまので念のために申し添える、こういう旨の意見の提出があったわけでありま。これに伴ひまして、本省といたしましては自治省に意見を徴したのであります。自治省の意見も県の意見とはほぼ同様でありまして、弥彦村が赤字団体であり、財政規模に對する競輪の収益の比率が非常に高い、今後とも競輪収益に對する依存度を逐次軽減して参りたいとは考えるけれども、現在はこの赤字が続いておつて、特に三十四年度につきましては三百六十万円の赤字になっておるといふ実情の説明と同時に、なお書きで、新潟県議會においでも限度外開催に反對の意向があることを参考までに申し添えるという回答がございました。大体これに基づきまして私の方は限度外の許可をしたわけでありまが、従来のいきさつはそういうことであります。

○松井(誠)委員 そういたしますと県はその限度外の開催の申請について賛成の態度であつたということになりまが、反對の態度であつたということになりますか。

○佐橋政府委員 非常にデリケートな回答の文句でありまして、弥彦村が赤字財政であつて、非常に当弥彦村の苦しい状況は、よくわかるというのです。それを認めて、ただ県議會が反對の意向であるということ念のために申し添えるという非常にデリケートな回答を寄せられてゐるわけでありま。だから県議會は反對の意向であるということ承知しておつたわけであ

ります。

○松井(誠)委員 私の承知しておるところでは、表現こそは消極的ではありますけれども、議會は反對だといふ、それをただ念のために申し添えるといふことでなくて、県もこれ以上競輪の開催を増加することは、開催者のいかに問はず否定的な態度をとらざるを得ないことを申し添えますといふことを、はっきり意思表示をしておつたと思ひますけれども、その点重ねてお尋ねをいたします。

○佐橋政府委員 文章の趣旨は、松井先生のたゞいまお話がありましたような書類をいたゞいておられます。

○松井(誠)委員 そうすれば、当然これは單に議會が反對というだけではなくて、県も否定的な態度をとるんだということがおわかりになっておつたと思うのです。

それからなおその前後に、県の議會の方から、先ほど申し上げましたように、県が全国にさきかけて競輪廃止を決議したといふ経過もありまして、県の議會からも、再三再四自治省並びに通産省にそういう申入書が行つておつたわけなんです。しかるに昨年の暮れにそのような許可をされたということになりますと、一体この許可をする過程における自治省なりあるいは県なりの意向の比重といふものは、どういふようにお考えになっておるのでございましょうか。御承知のように、競輪を開催する市町村を指定するのは自治省であります。あるいはいろいろな書類に参るといふことは、県知事を通して通産省に参るといふことになってゐる。これは何れも形式的なトンネルといふことではなくて、その中で自治省なりあるいは

は県知事なりの意見というものを聴取して、それを許可をする上に参考にするといふ、そういう比重を当然持つておると思うのですけれども、その点、どういふようにお考えになっておられますか。

○佐橋政府委員 現在の自転車競技法の建前から参りますと、都道府県及び指定された市町村は、競輪施行については同等の権利を持つてゐると、私のところでは考へてゐるわけでありま。それでこの限度外申請の場合には、財政上の理由だとかいふ特別な場合に許可をするわけでありまして、県について、あるいは自治省について意見を求めますのは、財政上その施行団体が赤字財政で困つてゐるのかどうかといったようなことを聞くのでありまして、これは、われわれの方は、自治省及び府県、市町村の意見というものは参考意見といふふうに考へております。

○松井(誠)委員 そうしますと、許可をする基準をいたしましては、その自治団体の財政上必要であるかどうかという点について参考までに意見を聞くのだといふこととでございませう。——そうしますと、かりに赤字であつても、しかしその赤字を競輪による収入によつて補ふことは不適当なんだという意向を自治省なりあるいは県なりが持つておりましたも、つまり地方財政の面においてそのような考え方を自治省なり県が持つておりましたも、そういうことは考慮するに値しないといふようにお考えになります。

○佐橋政府委員 競輪を実施するかどうかといふことは、その施行に当たります自治体の首長が諸般の情勢を判断した上で決定すべきものだといふので考へてゐるわけでありま。それで先ほど申しました県の意見書も非常に表現がデリケートでありまして、否定的な態度をとらざるを得ないことを申し添えますといふような文章でありまして、これを全然無視するといふわけではないが、先ほど申しましたように一応参考意見といふふうにおかれわれの方は考へてゐるわけでありま。

○松井(誠)委員 その県の消極的な表現といふものが実は問題になりまして、その後これはもうおそろくお手元にあると思ひますけれども、昨年の十月にはあらためて県の方からこれは別の申請に對する意見書でございまして、けれども、そのときには表現が変わりまして、県としてもせつかく競輪廃止に踏み切つた経緯にかんがみ、これ以上競輪の回数を増加することは開催者のいかに問はず反對であることを申し添えますといふように表現が変わつて参つております。このことも通産省ではおわかりであつたと思ひます。

それにもかかわらず、このような自治体の意向を無視いたしました許可をするといふことには、それだけの積極的な理由がなければならぬと思ひます。そこでこのような地元の反對意見にもかかわらず許可をしなければならなかつたといふ、何か積極的な理由があるならばお教えをいただきたいと思いますか。

○佐橋政府委員 先ほど答へいたしましたように競輪の何といふますか施行にあたりましては、府県も市町村も同列の権限がある、こゝういふうに法律上の建前もなつておるわけでありまして、これを実施するかどうかといふ

ことは、主たるところはあくまでも自治体の首長である町村長が決定すべきものだ、こういうふうな考えであるわけであり、現にたとえ大阪府は競輪を廃止したとしても、大阪府は実施したしております。京都の場合には京都府は実施しておりますが、京都府は競輪を実施したしております。兵庫県につきましては、県は廃止を決定しておりますが、明石市、その他の市はやっておるわけであり、それと関係に立つわけであり、その首長がどうしても権限に基づいてやりたというのをあえて私の方は否定するつもりはないわけであり、それで弥彦村につきましては一回の許可を与えますときに、関係方面と十分連絡の上で話し合ひがついた場合に実施していただくように、再三申し入れをいたしておるわけであり、現在話がつかないというところで、京通産局の方に、開催の届け出が出ておりますので、その後県も開催をお認めになったものと私の方は考えておったわけであり、

も使えば、県も使い、そのほかのところも使っており、施行者同士の間に話がつくという条件であります。こういった非常にデリケートな答申もあり、関係方面と十分連絡をとって意見の調整のできたところで、実施をしてみたいというところを再三申し入れをしたわけであり、

○松井(誠)委員 ところが県では、もう新聞でもしつちゅう談話は出ておりますけれども、副知事は非常に青天へききだ、そしてこのようなやり方はふんまんやる方ない、そういう言葉を使っておるわけであり、あるいは非常に問題になっておる。そういたしますと、許可をしたときは、あるいはそういう条件なり希望なりでやられたかもしれないけれども、その条件が満たされないというところになるわけであり、ごさいすけれども、そういうように考えてよろしくございませうか。

○佐橋政府委員 私の方が今も申しましたように関係方面と十分協議した上でのことを申しましたのは、われわれの方の意見といいますが、やはり決定をすること自体は自治体の首長が決定されるのでありまして、そのための参考意見として、不必要なトラブルを起こさないようにということを繰り返して申し入れたわけであり、

○松井(誠)委員 一体通産省は許可をするときに申請があれば、必ず許可しなければならぬというものはなく、自由裁量の範囲が非常に広いのだと思う。そこでどういふときには許可をし、どういふときには許可をしないかというときに、そういう自由裁量の基準というものはどういふところに置かれておるのか、それを基本的にお尋ねしたい。

○佐橋政府委員 御承知のように自転車競技法には、一つの競輪場で年に何回開催することができ、月に何回ということができるわけであり、まして、一つの競輪場では年十二回が限度になっておるわけであり、この限度以内におきまして競輪場を施行者が使用する場合には、財政上の理由が主たる要件になっており、借用希望者がないときと、それから通産省の省令で指示しております限度回数を超えていないという場合に、ただいま申しましたように財政上の見地から赤字を補てんするためにやむを得ない認められた場合には許可することになっております。

○松井(誠)委員 何か一競輪場当たり年十二回という回数がある。そのうち三回あけておる。そのうち一回はよそへ行きましてけれども、二回あけておる。その二回というのは申請があればやればよいのだという、そういう非常に機械的な事務的な考え方、この競輪行政はやっていくのだからどうだろうかと、御承知のように競輪というのは、社会的に非常にいろいろな問題が起きている。そして昨年でございましたが、公営競技調査会というものができまして、その結論を待つて根本的な検討をしようという、そういう段階にあるわけであり、そういう状況、あるいは競輪というものの持つておる、そういう本来のいろいろな問題、そういうものを考えるときに、十二回のうちの回数があったからやればよいのだという、そういうように機械的にこの行政を考えていいものでございませうか。私はその点も少し高い広い立場からそのことをお尋ねしたかなければならぬのじゃないかと思ひますけれども、その点あらためてお伺いいたします。

○佐橋政府委員 競輪自体についての存廃の問題は、この前の特別国会で総理府の設置法を改正いたしました、公営競技全般にわたって検討していただくことに相なっておりますわけであり、まあ競輪自身が機械工業の振興あるいは地方の財政に寄与したという点からは明らかにありますが、同時に今先生から仰せられましたように、非常に社会悪として議論の対象になっておりますので、われわれとは別個に非常に高次元の意見に立つて公営競技全般にわたっての議論をしていただきますことになったわけであり、その結論が出ますまでは従来の要領によつてやるのが、われわれ事務局の態度だ、こういうふうに私どもは考えております。

○松井(誠)委員 その結論が出ますまでは、競輪の存続をすべきだとか廃止をすべきだとか、そういう具体的な方向で行政をやつていただくようにということを私は申し上げるつもりはございません。しかし少なくとも存続か廃止かという点については中立的な立場、従つて現状維持という立場、そういう立場で行政をやつていかれるというのがほんとうだと思ひますけれども、その点いかがですか。

○佐橋政府委員 現在の法律が実施されておまして、これに対しての結論が出ない限り、私の方の事務局といったしましては、現在法律に認められておる範囲内において、施行者の方から申請があった場合、先ほどの条件を満たした場合には許可するのが当然じゃないか、こういうふうな考えであります。

○松井(誠)委員 時間がございませぬので、その次に参りますが、十二回の回数というその限度内でやる操作であれば、決して現状を変更したことはないのだ、私はそういう御氣持があるのじゃないかと思う。しかし、これは決してそういうことではなくて、実質的には競輪をふやしておる行政をやつておられるということを私は申し上げたい。言うまでもなく、県が廃止をいたしましたのは、何も通産省の意見によつて廃止したわけではございませぬ。従つて、十二回が九回になったということは、調査会が根本的な結論を出すまでは、その九回そのものを維持するというのが、現状維持というふうに考えなければならぬと思ひます。

ところが九回という回数を弥彦のあれで一回ふやしたというところは、いわば積極的に競輪の回数をふやすのだ、そういうことに協力したといわれても仕方がないと思ひます。競輪の社会的影響というもののからくる世論に水をかける、そういう問題はまたあとで別に申し上げますけれども、少なくとも存続については中立的な立場から行政をされるとしても、減つたなら減つたままでもいいというのがほんとうの姿であつて、十二回の回数のワクの中であつて、それを越えなければ、ふやしたことになるのだというの、非常に機械的な考え方だと思ひますが、その点いかがでしょう。

○松井(誠)委員 今のはちょっと重要な問題だと思ふんですけれども、実は二十五日の朝日新聞の地方版にも同じような趣旨のことが出ておるわけであり、県内でめんどろを起さないよう注意してほしいと申し送った、つまりそのような条件といひますか、希望といひますか、そういうものを付けて許可をしたということには間違ひはないのですか。

○佐橋政府委員 県の中にある市町村でありますので、関係方面、結局施行者が一つの競輪場を使うのに、弥彦村

○松井(誠)委員 今の法律が実施されておまして、これに対しての結論が出ない限り、私の方の事務局といったしましては、現在法律に認められておる範囲内において、施行者の方から申請があった場合、先ほどの条件を満たした場合には許可するのが当然じゃないか、こういうふうな考えであります。

○松井(誠)委員 時間がございませぬので、その次に参りますが、十二回の回数というその限度内でやる操作であれば、決して現状を変更したことはないのだ、私はそういう御氣持があるのじゃないかと思う。しかし、これは決してそういうことではなくて、実質的には競輪をふやしておる行政をやつておられるということを私は申し上げたい。言うまでもなく、県が廃止をいたしましたのは、何も通産省の意見によつて廃止したわけではございませぬ。従つて、十二回が九回になったということは、調査会が根本的な結論を出すまでは、その九回そのものを維持するというのが、現状維持というふうに考えなければならぬと思ひます。

ところが九回という回数を弥彦のあれで一回ふやしたというところは、いわば積極的に競輪の回数をふやすのだ、そういうことに協力したといわれても仕方がないと思ひます。競輪の社会的影響というもののからくる世論に水をかける、そういう問題はまたあとで別に申し上げますけれども、少なくとも存続については中立的な立場から行政をされるとしても、減つたなら減つたままでもいいというのがほんとうの姿であつて、十二回の回数のワクの中であつて、それを越えなければ、ふやしたことになるのだというの、非常に機械的な考え方だと思ひますが、その点いかがでしょう。

○佐橋政府委員 現在の法律が実施されておまして、これに対しての結論が出ない限り、私の方の事務局といったしましては、現在法律に認められておる範囲内において、施行者の方から申請があった場合、先ほどの条件を満たした場合には許可するのが当然じゃないか、こういうふうな考えであります。

○松井(誠)委員 時間がございませぬので、その次に参りますが、十二回の回数というその限度内でやる操作であれば、決して現状を変更したことはないのだ、私はそういう御氣持があるのじゃないかと思う。しかし、これは決してそういうことではなくて、実質的には競輪をふやしておる行政をやつておられるということを私は申し上げたい。言うまでもなく、県が廃止をいたしましたのは、何も通産省の意見によつて廃止したわけではございませぬ。従つて、十二回が九回になったということは、調査会が根本的な結論を出すまでは、その九回そのものを維持するというのが、現状維持というふうに考えなければならぬと思ひます。

○佐橋政府委員 競輪につきまして限

度を示しておりますのは、御承知のよう
に二十二年に競輪法ができて、各地方の団体が非常に苦しかったために、施行団体に指定してもらいたいという要請が非常に強かったのと、同時に競輪場の建設を非常に要望されておりましたときに、競輪場をふやすことはいかにも感心いたしましたので、現在ある競輪場を最も合理的に使用することによりまして、一部の施行者が独占的に使用するというような弊害をやめて、これを利用したい人がなるべく広く有効に利用できるようなことと、競輪場の新設を押えるという意味におきまして、従来ありました競輪場につきまして、最も有効に利用のできるように、限度というものを示したわけでありまして、一応法の建前から月一回というのを原則といたしまして、各施行者に適当に割り振ったわけでございます。この場合、ほかの施行者が使わないという場合には、そのあきを使ってもよろしいというのを認めておるわけでありまして、今先生の言われましたように、一応新潟市あるいは弥彦村というふうに六回、三回というふうにわけてありますが、新潟市がやらなかった場合に、それだけのあきを使ってもいいことになっておりますので、押えるという方向で考えれば、先生の御意見もごもっともかと思はれますが、現状はまだわれわれの方としては、公営競技調査会での方向が出ない限りは、その権限の範囲内において、要請があった場合認めめるのは、行政上の措置としてはおかしくないのではないかと、こういうふうに考えてお

ります。

○松井(誠)委員 私は先ほど申し上げ

ましたように、減ったままでよくというのが、むしろ調査会が結論を出すまで通産省がとるべき正しい態度だと思ふ。このような方法を繰り返されずとも、いわゆる県は廃止をしたけれども、その県内の市町村が肩がわりをして開催するという風潮が、全国的に出てくると思う。私は最近の全国的な情勢は知りませんが、たとえば群馬県でも、今度廃止するというのを言っている。しかしそれがどうも自分から廃止しても県内の市町村に肩がわりをして開催されるならば、自分だけがやめてもしょうがないじゃないかというところで、都道府県が廃止をするということ、そういうことに踏み切ることに、こういう方法自体が水をかけることになりはしないか、そういうことまでお考えになっているかどうか、その点……

○佐藤政府委員 三十五年度には、限

度外申請というものが全国で四十件あったわけでありまして、ただいまの松井先生のお話の中にありますように、それそれの施行者がみずからの判断においてやるべきであるかというのとを自主的にきめることになっておるわけでありまして、かりに県がおやめになるという場合に、県内の施行団体に指定されておる市町村も、同じようにおやめになるというのなら、それでけっこうであります。ほかの例では、県がやめた場合でも、県内の市町村については、その自主的な判断にまかせておるのが現状でありまして、今度の市町村もやめるべきではなからう

かというような意見がありましたのは、今回のケースが初めてでありま

す。○松井(誠)委員 私の申し上げますのは、県がやめた場合に、県下の市町村が現状のままですること自体をどうしと云うのじゃない。そうじゃなく、県がやめた分を肩がわりして、回数をやめて開催するということでは何もならないのではないかと、このことを申し上げたわけだ。

最後に、私は大臣にお伺いしたいと思ふ。私は今行政上の問題としていろいろ伺いましたけれども、実はこれは単なる行政の問題というよりも、私が冒頭に申し上げましたように、政治の姿勢を正すという意味で看過し得ない問題を含んでおると思ふ。一つは、私はここで競輪というものの一般的なことは申し上げませんが、しかし競輪が競馬などと違って、非常に社会的に害悪を流す度合いが大きいということ、従ってそれを廃止するというのが圧倒的な世論であることは、これは昨年八月の雑誌「都市問題」というものにも詳しい資料が載っておりますけれども、そのような世論に一種の挑戦をするような形で政治をやるといふことが、一休いのかどうか。それからまた、実はこれは二十五日の地元の新潟日報という新聞に、このようなことまでいわれておるわけです。これは新潟日報のコラムですけれども、つまり中間にある県の立場が無視されたというところに関連して、「その間に妙な政治力が働き、手心がかえられた」とあつては汚職の発生もかんぐられる。公明な取り扱いは「いわれまい」これは、そのような疑惑

を一般の県民が持ち始めたということの一つの現われだと思ふ。その真偽のほどはともあれ、このような県の意向を無視して行なうという異例な方法、しかもその内容が、今国民の世論で廃止に向かうというそのときに、その世論に水をかけるような、そして実質的には回数を一回ふやすというふうな、そういう行政のやり方が、政治の姿勢を正すという看板をあげておられる池田内閣の行政のやり方としてはいいものかどうか、そういうことを一つ大臣にお伺いしたいと思ふ。

○椎名國務大臣 競輪が特に公営競技

の中で、いわゆる社会悪を最も出し出しておるという一般の意見があります。これは十分承知しております。ただ、しかし、それにもかかわらず競輪場が存在しておるという現実も、これは無視できません。そこで、この問題はいろいろな角度から十分に研究して、これに対する終局的態度をきめる必要がありま

す。その中で、総理府の設置法を改正いたしました。これに関する根本的な調査研究をしてもいいまして、それに基づいて公正妥当な判断を下したい、今この態度をとっておるのであります。でありますから、その結論が出て、それに基づいて裁断を下すまでは、現状を維持する、こういう考え方に立たざるを得ないのであります。しかし、やめてあきが出たのをふさぐといふことは、世論に対する挑戦ではないかといふようなお話がありました。が、制度のワク内において、制度が存在して以上はそのワク内において、これを事務的に実施して参るということは、また当然のことでございます。して、それらの問題を、今特に挑戦と

いうような御批判は当たらないもの

と思うのであります。この問題につきましては、十分に調査会において厳密な検討を加えていただきまして、その上で結論を出したい、かように考えております。

○松井(誠)委員 私がさっきから再三

申し上げておりますのは、このやり方は決して現状維持じゃないんだということ、自然に減つたものを積極的に一回ふやしたということ、そういうことを申し上げておるわけなのでござい

ますが、それはまあそれといたしまして、どうも十二回の回数のワクの中でだけ操作をすれば、それで事務当局としては事足りるんだという話を伺っております。競輪というものの対するそういう道徳的な価値判断というものが全く欠けておる、そういうことで一体行政というものはいいものだろうかということが、依然として疑惑として残るわけだ。

得権となった弥彦村のこれを取り消す
ということは、法律的にはできないで
ございましょう。従って私はそのこと
を要求するつもりはございませんけれ
ども、少なくともこの許可を弥彦村が
積極的に自主的に辞退をするように、
そういう行政上の指導はできないか、
あるいは少なくとも、辞退しなくて
も、これは二月十九日から六日間や
ろうというところでありますので、それ
を事実上弥彦村が取りやめるとい
うことで、せめてものこの世論の憤激をや
わらげる、そして通産省が、事後では
あるけれども、政治の姿勢を正すのに
は真剣なんだという印象を与えるそ
ういう方法をおとりになる意向がある
かどうか、その点をお伺いいたしま
す。

○佐橋政府委員 弥彦村に一回の限度
外の許可を与えておりますので、弥彦
村がその権利の範囲内において実施を
するかしなないかは、あくまでも弥彦村
の村長の決心にかかるとののだと思
いますので、弥彦村の村長がやめるとい
うことであれば、私の方としてはいさ
さかも、一回権限を与えたからやるべ
きであるということはありません。一
応基準が示されておる範囲内におい
て、やらないうところもありましょ
うし、やるところもあるわけでありま
して、これはあくまでも弥彦の村長が決
定すべき問題かと思っております。
○田中(武)委員 松井委員の質問に関
連して、二、三伺いたしたいのです
が、大臣にお伺いいたします。
大臣は公営競技調査会ができたいき
さつを御存じでしょうか。当委員会に
おきまして、過去二年あるいは三年に
わたって競輪その他の公営競技が問題

になって参ったわけなんです。ところ
がその一つの終着として公営競技調査
会ができた。そこで基本的な問題につ
いて根本的に結論を出そう、それも本
年の九月三十日まで結論を出すん
だ、そういうことになっておる。従っ
て私たちは、一応調査会の結論待ち、
こういう気持ちでおったわけなんです。
従って通産省におかれてもその態度で
臨んでいただきたい、このように思っ
ておるわけなんです。先ほど来、局長
の御答弁は、これは事務官として当然
なことであって、これは事務上のこと
であって、それはとやかく申しませ
ん。しかし通産大臣は、その事務的な
上に政治的配慮を加えるべきだと思
うのです。まず先ほど来松井委員の示
しておりますいろいろな、県あるいは県
議會当局から、このことについての陳
情書なり申し入れ書が出ております。
これは大臣あてになっておる。大臣は
それをごろんになったかどうか。しか
も、そのごろんになって、なおかつ仕
事は局長がしたといつても、許可名は
大臣である。その大臣が許可をしたこ
とによって、先ほど来松井委員が申し
ておりますように新潟縣議會において
は大きな紛争が起きておる。地元の新
潟がこれを大々的に取り上げるような
問題になっておる。それならばその責
任はあなたにあると言わざるを得ない
のです。私は、この種の公営競技につ
いては、今は静観をして待つというこ
とである、従ってそこに波紋を起こ
してほしくないなかつた。波紋を起こ
すならば、もつともつと強い世論も出
てくる、あるいはわれわれも言いたい
ことはたくさんある。一応そういうこ
とは、われわれもこの前の特別国会で

九月三十日として認めたから、九月三
十日までは一応黙って見ておろう、こ
ういう態度だったわけなんです。それ
をおかつあなたの方から問題を起こす
ということなら、先ほど松井委員が言
ったように世論に対する挑戦である。同
時にあなたの政治的感覚は間違つて
おる、こう言わざるを得ないのです
が、どうですか。
○椎名國務大臣 県からの陳情書は実
は私見ておりませんでした。しかし、
あくまで責任は私がとるべきものであ
る、かように考えております。
○佐橋政府委員 役所の仕事の中で、
こういった問題につきまして大臣まで
の決裁をとらずに、局長限りに内部委
任をされておりますので、ただいま大
臣の答弁のように大臣には見せており
ませんが、局長限りで処置してござい
ます。
○田中(武)委員 もちろん通産省の仕
事の範囲のうちで、その組織法によつ
てまかされた点について、局長が代理
としての処理をしていくことはわかり
ます。しかしあて名は通産大臣であ
る。しかも一応これに許可を与えるな
らば、何らかの問題が起こるであらう
ということは予見できるわけなんです。
許可は大臣名でやるわけなんです、結局は
大臣の判を押されたはずなんです。そ
のときに局長は、そういうようないき
さつ等も大臣に言わなかつたか。それ
じゃ新潟縣における紛争の原因を作
つたという責めは、全部局長が負う、こ
ういうことですか。
○佐橋政府委員 大臣の決裁を受けて
おりませんので、この問題につきまし
ては、先ほど申しましたように、い

きさつがいろいろありますので、施
行者である弥彦村については、問題を
起こさないように関係各方面と十分連
絡をやつてくれというところについて再
三念を押しておきましたので、これが
こういうことで問題になりました責任
は、局長にあると思ひます。
○田中(武)委員 大臣、さつき僕は一
番先に聞いたですね、公営競技調査会
のできたいきさつ、及び公営競技に対
してわれわれが今とておる態度、こ
ういうことについてどう考えておられ
ますか。同時に、局長が事務をとるに
しても、法律上は通産大臣の許可だ。
だからあなたが組織法上委任してお
つたとしても、その責任は、あなたは知
らなくても当然法律上とるべきなん
です。そうでしょう。局長が私が責任を
とりますと言つて事が済む問題じゃな
い。むしろこれは政治上の問題だ。事
務上の問題じゃない。許可を与えるな
らば、何らかの紛争が起こることは明
らかなです。これを契機にこの種のい
ろんな問題が出てくることはわかつ
ておるのです。われわれの手元にもた
くさん資料があります。しかし一応そ
ういうようにきまつたから九月三十日
まで静観しようという態度をわれわれ
とておるのに、あなたの方の方がそ
うやるのなら、当委員会でも競輪だけ
一カ月くらい続けるだけの資料がある
のですよ。あなたは一体この問題に対
して、局長から十分聞かなくて、局長
が許可をやつておる、いわゆる大臣認
可をとつてなかつたとしても、あなた
は今初めて聞いたとしても、どう思わ
れますか。
○椎名國務大臣 先ほど申し上げま
したように、外部に対してはあくまで
通産大臣が責任を負うべきものであ
る、かように考えております。
それから地元においていろいろな深
刻な紛争が起こされつつあるというこ
とはまことに遺憾でございます。よく
この件は調査したいと思ひます。い
づれにしましても、今回の問題のみ
ならず、この競輪というものは、非常
に広範に社会悪の原因をなしておる
というところについてやましい論議にな
つておることも承知しております。そ
れであればこそ公営競技調査会とい
うものが設置されたものと思ひのであ
ります。この調査会がすみやかに機能
を発揮して、これらの問題に関するあ
らゆる角度からの検討を終了してもら
いたい、かように期待しておる次第で
あります。
○田中(武)委員 期待でなくて僕は一
歩進めてもらいたいと思ひます。あなた
の方で許可したことによって、あとで新
聞をごろんになつてもいいと思ひます
が、松井委員が先ほど来る述べてお
りますように、新潟縣において大きな
問題となり、縣議會においてもこれが
大きな紛争の種になつておるこれに
対して一歩進めて、その紛争をなくす
ように通産大臣として動いてもらいた
いと思ひます。私は局長の答弁の限りに
おいてこの問題が法律違反だとは申し
ません。事務官としてはもつともなこ
とだと思ひます。しかし事務ではな
く政治の問題としてどういうふう
に解決していくかということをお伺
いいたします。
○椎名國務大臣 よく事情を調査いた
しまして善処したいと思ひます。

○田中(武)委員 まだ善処では足りないけれども、この程度にしておきましよう。

ついでですから、ここでもっとこの競輪の問題について、根本的なことを簡単に二、三お尋ねします。

最近公営競技調査会のメンバーがきまったようですが、これはどういうような方法によっておきめになりましたか。

○西説明員 各省の意見を参考にしまして、総理府内で相談して決定しました。

○田中(武)委員 あなたは公営競技調査会のできさつは御存じでしょう。そのいきさつから見てこのメンバーは適当だと思いますか。

○西説明員 利害関係のない公平な第三者であつて、学識経験のある者、こういう基準から選びまして、大体その基準に該当しており、適当であると存じます。

○田中(武)委員 政府は、あえて池田内閣に限りませんが、何かという調査会とか審議会を設ける。そのメンバーはあらかじめ結論のわかったような人を任命する。メンバーを任命すれば結論がわかる、いつもそういうやり方なんです。そしてこの種のいろいろな調査会、審議会について議事の内容を明らかにせよと言っても今まではやらない。どうですか、公営競技調査会の会議録を今後公開するということについて、どういう意見を持っておられますか、われわれとしては公開を望みます。

○西説明員 それは委員会の中で、議事方法なり何なりを検討した結果、委員として公開するかしないかをきめる

と考えられます。

○田中(武)委員 われわれが議事録を要求すれば出しますか。

○西説明員 その場合も会長及び委員に諮った上で、公開すべきかどうかをこちらの方で聞いて処理すべきではないか、こういうふうに考えます。

○田中(武)委員 これはこちらで要求するのは、また要求する方法によって要求しますが、それはそれでよろしい。

そこで九月三十日まで結論を出す、こういうことで法律で定めておるわけですが、大体発足というか、第一回はいつごろに持ち、それはやってみないとわからぬと思うが、大体何回くらいで結論が出るという予想を立てられておられますか。

○西説明員 おそらく三月の中ごろには第一回が開ける見通しでございますが、そのあと何回くらいやるかは、委員の方々がどのくらいの詳しさでやるかということによってきまると思ひます。

○田中(武)委員 そこで通産省にお伺いするのですが、通産省の提出予定法案の中に自転車競技法とオートバイの競技法の改正というのが予定せられておる。まだ出てきておりませんが、これらの機械振興費が九月三十日までということになっておつて、公営競技調査会の結論とを合わせておるわけですか。従つてこれの改正ということは、調査会の結論が出るまでは出てこないのかどうか、私は調査会の結論が出るまでそういうものはさわるべきでない、こういう観点を持っておるのですか、いかがですか。

○佐藤政府委員 御承知のようにこの

前、機械関係の振興費の延長をお願いいたしましたときに、一年延長をお願いいたしましたわけありますが、そのときに公営競技調査会が同時に国会に提案をされるというふうになり、われわれの方は承知しておつたわけがあります。実際問題は、御承知のように競輪の振興資金に関する部面が第三十五国会において改正をせられたわけでありますが、今の公営競技調査会は、同国会においては国会を通過いたしませんで、次の三十六国会も審議未了となりまして、昨年の終わりの第三十七回の特別国会においてようやく成立を見たわけでありまして、この間約五カ月間、審議が結局おくれたことになるわけでありまして、それで振興資金の規定は、御承知の通りにことしの九月三十日まででありますので、同調査会がこれから発足をいたしまして審議をされるわけでありまして、審議の状況によりましては、九月三十日当時にはたして国会が現存するかどうかもわかりませんので、その状況にかんづいては競輪法、小型自動車競走法について、何らかの措置を講じなければならぬのではないかと、こういうふうに考えておる次第であります。

○田中(武)委員 今いった去年の七月ですが、臨時国会において自転車競技法と小型自動車競走法ですが、これの改正をわれわれは認めた。あのときは石井大臣だったのですが、あのときのいきさつと、最後の石井通産大臣の答弁は御承知でしょうね。従つて、しりばあくまで合致するんだ、こういうことになつておつたんですから、われわれはその観点に立つて態度をきめておりますので、そういう点だけ申し上げてお

きます。

○中村(幸)委員長代理 次に割賦販売法案、鉱工業技術研究組合法案、機械類賦払信用保険臨時措置法案の三法案を一括して議題とし、審査に入ります。

割賦販売法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 割賦販売

第一節 総則(第三条・第八条)

第二節 割賦販売の標準条件(第九条・第十条)

第三節 前払式割賦販売(第十一

条・第二十九条)

第三章 割賦購入あつせん(第三十

一条・第三十五条)

第四章 雑則(第三十六条・第四十

一条)

第五章 罰則(第四十二条・第四十

七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、割賦販売及び割賦購入あつせんに係る取引を公正にし、その健全な発達を図ることに、商品の流通を円滑にし、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「割賦販売」とは、購入者から代金を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領すること(購入者をして販売業者の指定する銀行その他預金の受入れを業とする者に対し、二月以上の期間にわたり三回以上預金させた後、その預金のうちから代金を受領することを含む)を条件として指定商品を販売することをいう。

2 この法律において「指定商品」とは、耐久性を有し、かつ、定型的な条件で販売するのに適する商品であつて政令で定めるものをいう。

3 この法律において「割賦購入あつせん」とは、それと引換えに特定の販売業者から商品を購入することができ、証券をこれにより商品を購入しようとする者(以下この項において「利用者」という)に交付し、当該利用者がその証券と引換えに特定の販売業者からその証券に表示されている金額に相当する商品を購入したときは、当該利用者からその証券に表示されている金額を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領し、当該販売業者が当該商品の代金に相当する金額を交付することをいう。

第二章 割賦販売

第一節 総則

(割賦販売条件の明示)

第三条 割賦販売を業とする者(以下「割賦販売業者」という)は、割賦販売を行なう指定商品について次の事項を顧客の見やすい方法により明示しなければならない。

一 現金販売価格(商品の引渡しと同時にその代金の全額を受領

する場合の価格をいう。

二 割賦販売価格（割賦販売の方法により販売する場合の価格をいう。以下同じ。）

三 割賦販売に係る代金の支払（その支払に充てるための預金の預入れを含む。以下同じ。）の期間及び回数

四 第十一条に規定する前払式割賦販売の場合には、商品の引渡時期

（書面の交付）

第四条 割賦販売業者は、指定商品に係る割賦販売の契約を締結したときは、次の事項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

一 割賦販売価格

二 賦払金（割賦販売に係る各回ごとの代金の支払分をいう。以下同じ。）の額

三 賦払金の支払の時期及び方法

四 商品の引渡時期

五 契約の解除に関する事項

（契約の解除等の制限）

第五条 割賦販売業者は、指定商品に係る割賦販売の契約（購入者のために商行為となる契約を除く。）について賦払金の支払の義務が履行されない場合において、十五日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されないときでなければ、賦払金の支払の遅滞を理由として、契約を解除し、又は支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができない。

2 前項の規定に反する特約は、無効とする。

（契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限）

第六条 割賦販売業者は、指定商品に係る割賦販売の契約が解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に対応し当該各号に掲げる額とこれに対する法定利率による遅延損害金の額とを加算した金額をこえる額の金銭の支払を購入者に対して請求することができない。

一 当該商品が返還された場合
当該商品の通常の使用料の額（当該商品の割賦販売に係る価額から当該商品の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額をこえるときは、その額）

二 当該商品が返還されない場合
当該商品の割賦販売に係る価額

三 当該契約の解除が当該商品の引渡し前である場合
契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

（所有権に関する推定）
第七条 割賦販売の方法により販売された指定商品の所有権は、賦払金の全部の支払の義務が履行されたものでは、割賦販売業者に留保されたものと推定する。

（適用除外）
第八条 この章の規定は、次の割賦販売については、適用しない。
一 指定商品又はこれを部品若しくは付属品とする商品を販売することを業とする者に対して行なう当該指定商品の割賦販売
二 輸出取引たる割賦販売

三 国又は地方公共団体が行なう割賦販売

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行なう割賦販売（当該団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行なう割賦販売を含む。）

イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会
ロ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第九十八条第二項又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条の団体

ハ 労働組合
五 事業者がその従業者に対して行なう割賦販売

六 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する無尽に該当する割賦販売

第二節 割賦販売の標準条件（標準条件の公示）
第九条 主務大臣は、割賦販売（第十一条に規定する前払式割賦販売を除く。以下次条において同じ。）について、その健全な発達を図るため必要があるときは、指定商品ごとに、割賦販売価格に対する第一回の賦払金の額の標準となるべき割合及び割賦販売に係る代金の支払の標準となるべき期間を定め、これを告示するものとする。

2 主務大臣は、前項の割合及び期間を定めようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならない。

（勧告）

第十条 主務大臣は、割賦販売業者が前条第一項の規定により告示した割合より著しく低い第一回の賦払金の額の割賦販売価格に対する割合又は同項の規定により告示した期間より著しく長い代金の支払の期間によつて指定商品の割賦販売を行なっているため、当該商品の割賦販売の健全な発達に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該割賦販売業者に対し、その割合を引き上げ、又はその期間を短縮すべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告は、告示により行なうことができる。

第三節 前払式割賦販売（前払式割賦販売業者の登録）

第十一条 指定商品を引き渡すに先だつて購入者から二回以上にわたるその代金の全部又は一部を受領する割賦販売（以下「前払式割賦販売」という。）は、通商産業省に備える前払式割賦販売業者登録簿に登録を受けた法人（以下「登録割賦販売業者」という。）でなければ、業として営んではならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

一 指定商品の前払式割賦販売の方法による年間の販売額が政令で定める金額に満たない場合

二 指定商品が新たに定められた場合において、現に当該指定商品の前払式割賦販売の方法により販売することを業として営んでいる者が、その定められた日から六月間（その期間内に次条の申請書を提出した場合に、

その申請につき登録又は登録拒否の処分があるまでの間を含む。）当該商品を販売するとき。

三 前号の期間が経過した後に、おいて、その期間の末日までに締結した同号の指定商品の前払式割賦販売の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内で営む場合

（登録の申請）
第十二条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 名称
二 本店その他の営業所及び代理店の名称及び所在地
三 資本又は出資の額及び役員

氏名
2 前項の申請書には、定款、登録簿の謄本その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

（手数料）
第十三条 前条第一項の規定による登録の申請をしようとする者は、手数料として三千円を納付しなければならない。

（登録及びその通知）
第十四条 通商産業大臣は、第十二条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、第十二条第一項各号に掲げる事項及び登録年月日を前払式割賦販売業者登録簿に登録しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しな

ればならない。

(登録の拒否)

第十五条 通商産業大臣は、第十二条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくはその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法人でない者
二 資本又は出資の額が購入者を保護するため必要かつ適当であると認められる金額で政令で定めるものに満たない法人
三 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本又は出資の額の百分の九十に相当する額に満たない法人

四 第二十三条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人
五 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない法人

六 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人
イ 破産者で復権を得ないもの
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ハ 登録制賦販売業者が第二十条

三条第一項又は第二項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前三十日以内にその登録制賦販売業者の役員であつた者で、その処分のあつた日から二年を経過しないもの

2 前項第三号の資産の合計額及び負債の合計額は、政令で定めるところにより計算しなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(営業保証金の供託)
第十六条 登録制賦販売業者は、営業保証金を主たる営業所のもよりの供託所に供託しなければならない。

2 登録制賦販売業者は、営業保証金を供託したときは、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添附して、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 登録制賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

(営業保証金の額等)
第十七条 前条第一項の営業保証金の額は、主たる営業所につき十万円、その他の営業所又は代理店につき営業所又は代理店ごとに五万円の割合による金額の合計額とする。ただし、その額は、五十万円をこえないものとする。

2 前項の営業保証金は、通商産業省令で定めるところにより、国債

証券、地方債証券その他通商産業省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができる。

(営業所等の新設の場合の営業保証金)
第十八条 登録制賦販売業者は、営業の開始後新たに営業所又は代理店を設置したときは、当該営業所又は代理店につき前条第一項に規定する割合による金額の営業保証金を供託しなければならない。ただし、その者が供託する営業保証金の総額が五十万円をこえることとなるときは、その超過分については、この限りでない。

2 第十六条及び前条第二項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

(変更登録の申請)
第十九条 登録制賦販売業者は、第十二条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、その変更に係る事項を記載した変更登録の申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 第十二条第二項、第十四条及び第十五条の規定は、前項の規定による変更登録の申請に準用する。

(契約の締結の禁止)
第二十条 通商産業大臣は、登録制賦販売業者が第十五条第一項第三号の規定に該当することとなつた場合において、購入者の保護のため必要があると認めるときは、当該登録制賦販売業者に対し、前条式割賦販売の契約を締結してはならない旨を命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、その登録制賦販売業者が六月以内にその命令の要件に該当しなくなつたときは、その命令を取り消さなければならない。

による命令をした場合において、その登録制賦販売業者が六月以内にその命令の要件に該当しなくなつたときは、その命令を取り消さなければならない。

(営業保証金の還付)
第二十一条 登録制賦販売業者と前条式割賦販売の契約を締結した者は、その契約によつて生じた債権に關し、当該登録制賦販売業者が供託した営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利の実行に關し必要な事項は、法務省令、通商産業省令で定める。

(営業保証金の不足額の供託)
第二十二条 登録制賦販売業者は、前条第一項の権利を有する者がその権利を実行したため、営業保証金が第十七条第一項に規定する額に不足することとなつたときは、その不足額を供託しなければならない。

2 第十六条第二項及び第十七条第二項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

(登録の取消)
第二十三条 通商産業大臣は、登録制賦販売業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第十五条第一項第二号、第五号又は第六号の規定に該当することとなつたとき
二 第二十条第一項の規定による命令があつた場合において、その命令の日から六月以内に同条第二項の規定による取消しがされないとき

三 第二十條第一項の規定による命令に違反したとき
四 不正の手段により第十四条第一項の規定による登録を受けたとき

三 第二十條第一項の規定による命令に違反したとき
四 不正の手段により第十四条第一項の規定による登録を受けたとき

2 通商産業大臣は、登録制賦販売業者が次の各号の一に該当するとき、その登録を取り消すことができる。

一 第十六条第三項(第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して営業を開始したとき
二 第十九条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき

三 前条第一項の規定による供託をしないとき
3 通商産業大臣は、前二項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該登録制賦販売業者であつた者に通知しなければならない。

(処分の公示)
第二十四条 通商産業大臣は、第二十条第一項の規定により命令をし、若しくは同条第二項の規定によりこれを取り消したとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(登録の消除の申請)
第二十五条 登録制賦販売業者が次の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から三十日

第二十五条 登録制賦販売業者が次の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から三十日

以内に、通商産業大臣に登録の消
除の申請をしなければならぬ。
一 前払式割賦販売の営業を廃止
した場合その法人を代表する役
員

二 合併により解散した場合 そ
の法人を代表する役員であつた
者

三 破産により解散した場合 そ
の破産管財人

四 合併又は破産以外の理由によ
り解散した場合 その清算人
(登録の消滅)

第二十六条 通商産業大臣は、次の
各号の一に該当するときは、前払
式割賦販売業者登録簿につき、そ
の登録割賦販売業者に関する登録
を消滅しなければならない。
一 第二十三条第一項又は第二項
の規定により登録を取り消した
とき。

二 前条の規定による申請があつ
たとき。

三 前号に該当する場合のほか、
前条各号の一に掲げる場合に該
当する事実が判明したとき。

2 第二十三条第三項及び第二十四
条の規定は、前項第三号又は第三
号の規定により登録を消滅した場
合に準用する。

(契約の解除)

第二十七条 登録割賦販売業者が第
二十条第一項の規定による命令を
受け、第二十三条第一項若しくは
第二項の規定により登録を取り消
され、又は前条第一項第二号若し
しくは第三号の規定により登録を消
除されたときは、当該登録割賦販
売業者と前払式割賦販売の契約を

締結している者でその契約に係る
商品の引渡しを受けていないもの
は、その契約を解除することがで
きる。

2 前項の規定に反する特約は、無
効とする。

(登録の取消し等に伴う取引の結
了)

第二十八条 登録割賦販売業者が第
二十三条第一項若しくは第二項の
規定により登録を取り消され、又
は第二十六条第一項第二号若しく
は第三号の規定により登録を消滅
されたときは、当該登録割賦販売
業者であつた者又はその一般承継
人は、当該登録割賦販売業者が締
結した前払式割賦販売の契約に基
づく取引を終了する目的の範囲内
においては、なお登録割賦販売業
者とみなす。

(営業保証金の取戻し)
第二十九条 第二十六条第一項の規
定による登録の消滅があつたとき
は、登録割賦販売業者であつた者
又はその承継人(前条の規定によ
り登録割賦販売業者とみなされる
者を除く)は、当該登録割賦販売
業者であつた者が供託した営業保
証金を取り戻すことができる。登
録割賦販売業者が一部の営業所又
は代理店を廃止した場合において
は、営業保証金の額が第十七条第
一項に規定する額をこえることと
なつたときにおけるその超過額に
ついては、同様とする。

2 前項の営業保証金の取戻しは、
当該営業保証金につき第二十一条
第一項の権利を有する者に対し、
六月を下らない一定期間内に申し

出るべき旨を公告し、その期間内
にその申出がなかつた場合でなけ
れば、することができない。ただ
し、営業保証金を取り戻すことが
できる理由が発生した時から十年
を経過したときは、この限りでな
い。

3 前項の公告その他営業保証金の
取戻しに必要事項は、法務
省令、通商産業省令で定める。

第三章 割賦購入あつせん
(証券の譲受け等の禁止)

第三十条 何人も、業として、第二
条第三項の証券(以下単に「証券」
という)を譲り受け、又は資金の
融通に關して証券の提供を受けて
はならない。

(割賦購入あつせん業者の登録)
第三十一条 割賦購入あつせん、
通商産業省に備える割賦購入あつ
せん業者登録簿に登録を受けた法
人(以下「登録割賦購入あつせん
業者」という)でなければ、業と
して営んではならない。ただし、
第八条第四号の団体については、
この限りでない。

(登録の申請)
第三十二条 前条の登録を受けよう
とする者は、次の事項を記載した
申請書を通商産業大臣に提出しな
ければならない。
一 名称
二 本店その他の営業所の名称及
び所在地
三 資本又は出資の額及び役員の
氏名

(準用規定)
第三十三条 第十二条第二項、第十
三条から第十九条まで、第二十一

条から第二十六条まで、第二十八
条及び第二十九条の規定は、割賦
購入あつせんを業として営む場合
に準用する。この場合において、
第十五条第一項第二号「購入者」
とあり、又は第二十一条第一項中
「前払式割賦販売の契約を締結し
た者」とあるのは、「割賦購入あつ
せんに係る契約を締結した販売業
者」と、第十七条第一項及び第十
八条第一項中「営業所又は代理店」
とあるのは、「営業所」と、第二十
三条第一項第二号及び第三号並び
に第二十四条中「第二十条第一項」
とあるのは、「第三十四条第一項」
と、第二十八条中「締結した前払
式割賦販売の契約に基づく取引」
とあるのは、「交付した証券に係る
取引」と読み替へるものとする。

(証券の交付の禁止)
第三十四条 通商産業大臣は、登録
割賦購入あつせん業者が前条にお
いて準用する第十五条第一項第三
号の規定に該当することとなつた
場合において、当該登録割賦購入
あつせん業者と割賦購入あつせん
に係る契約を締結した販売業者の
保護のため必要があると認めると
きは、当該登録割賦購入あつせん
業者に対し、証券を交付してはな
らない旨を命ずることができる。

2 第二十条第二項の規定は、前項
の規定による命令に準用する。

(販売業者の契約の解除)
第三十五条 登録割賦購入あつせん
業者が前条第一項の規定による命
令を受け、第三十三条において準
用する第二十三条第一項若しくは
第二項の規定により登録を取り消

され、又は第三十三条において準
用する第二十六条第一項第二号若
しくは第三号の規定により登録を
消滅されたときは、当該登録割賦
購入あつせん業者と割賦購入あつ
せんに係る契約を締結した販売業
者は、将来にわかつてその契約を
解除することができる。

2 前項の規定に反する特約は、無
効とする。

第四章 雑則

(報告の徴収)
第三十六条 主務大臣は、この法律
の施行に必要な限度において、政
令で定めるところにより、割賦販
売業者に対し、その営業に關し報
告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施
行に必要な限度において、政令で
定めるところにより、割賦購入あ
つせんを業として営む者に対し、
その営業に關し報告をさせること
ができる。

(立入検査)
第三十七条 通商産業大臣は、この
法律の施行に必要な限度におい
て、その職員に、登録割賦販売業
者又は登録割賦購入あつせん業者
の本店その他の営業所に立ち入
り、帳簿書類その他の物件を検査
させることができる。

2 前項の規定により立入検査をす
る職員は、その身分を示す証明書
を携帯し、関係人に提示しなけれ
ばならない。

3 第一項の規定による立入検査の
権限は、犯罪捜査のために認めら
れたものと解釈してはならない。

(聴聞)

第一類第九号 商工委員會議録第九号

第三十八条 通商産業大臣は、第十五条第一項(第十九条第二項(第三十三条において準用する場合を含む。))又は第三十三条において準用する場合を含む。第二十条第一項、第二十三条第一項若しくは第二項(第三十三条において準用する場合を含む。))又は第三十四条第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(異議の申立て)

第三十九条 この法律の規定による通商産業大臣の処分(第四十一条の規定により通商産業大臣の権限が地方支分部局の長に委任された場合には、当該地方支分部局の長の処分)に対して不服のある者は、その処分のあったことを知った日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもって、通商産業大臣に異議の申立てをすることができ、経過したときは、異議の申立てをすることができない。

2 通商産業大臣は、異議の申立てを受理したときは、前条の例により公開による聴聞を行なった後、文書をもつて決定し、その写しを

異議の申立てをした者に送付しなければならない。

(主務大臣)

第四十条 この法律において主務大臣は、通商産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣とする。

(権限の委任)

第四十一条 この法律により主務大臣又は通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行なわせることができる。

第五章 罰則

第四十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の規定に違反して前払式割賦販売を業として営んだ者

二 第三十条の規定に違反して、業として、証券を譲り受け、又は資金の融通に関して証券の提供を受けた者

三 第三十一条の規定に違反して割賦購入あつせんを業として営んだ者

第四十三条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした登録割賦販売業者又は登録割賦購入あつせん業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項の規定による命令に違反したとき

二 第三十四条第一項の規定による命令に違反したとき

第四十四条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした

登録割賦販売業者又は登録割賦購入あつせん業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第三項(第十八条第二項(第三十三条において準用する場合を含む。))又は第三十三条において準用する場合を含む。

二 第三十一条の規定に違反して前払式割賦販売又は割賦購入あつせんの営業を開始したとき

二 第十九条第一項(第三十三条において準用する場合を含む。))の規定に違反して変更登録の申請書を提出しなかったとき

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本案の罰金刑を科する。

第四十七条 第二十五条(第三十三条において準用する場合を含む。))の規定に違反して登録の消除を申請しなかった者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算

(施行期日)

して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 第五条及び第六条の規定は、この法律の適用を受ける前に締結した割賦販売の契約については、適用しない。

3 第三十一条の規定は、この法律の施行の際現に割賦購入あつせんを業として営んでいる者については、次の各号の一に該当する場合に限り、適用しない。

一 この法律の施行の日から六月間(その期間内に第三十二条の申請書を提出した場合)には、その申請につき登録又は登録拒否の処分があるまでの間を含む。

二 前号の期間が経過した後において、その期間の末日までに交付した証券に係る取引を結了する目的の範囲内でその営業をする場合

(通商産業省設置法の一部改正)

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 前払式割賦販売業者及び割賦購入あつせん業者を登録すること。

第九条第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 割賦販売及び割賦購入あつせんに関すること。

割賦販売及び割賦購入あつせんに係る取引を公正にし、その健全な発達を図るため、割賦販売条件の適正化に必要の措置を講ずるとともに、前払式割賦販売業者及び割賦購入あつせん業者について登録の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

鉱工業技術研究組合法案

鉱工業技術研究組合法

(目的)

第一条 この法律は、鉱工業の生産技術の向上を図るため、これに関する試験研究を協同して行なうために必要な組織について定めることを目的とする。

(人格)

第二条 鉱工業技術研究組合(以下「組合」という)は、法人とする。

(原則)

第三条 組合は、次の要件を備えなければならない。

一 組合員が鉱工業の生産技術に関する試験研究(以下単に「試験研究」という)を協同して行なうことを主たる目的とする。

二 組合員の議決権及び選挙権は、平等であること。

2 組合は、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行なうてはならない。

(名称)

第四条 組合は、その名称中に技術研究組合という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、技術研究組合という名称を用いてはならない。

理由

一

二

三

四

五

六

七

(事業)

第五條 組合は、次の事業を行なうことができる。

一 組合員のために試験研究を実施し、及びその成果を管理すること。

二 組合員に対する技術指導を行なうこと。

三 試験研究のための施設を組合員に使用させること。

四 前各号の事業に附帯する事業(組合員の資格)

第六條 組合の組合員たる資格を有する者は、その者の行なう事業に組合の行なう試験研究の成果を直接又は間接に利用する者であつて、定款で定めるものとする。

(発起人)

第七條 組合を設立するには、その組合員にならうとする三人以上の者が発起人となることを要する。(設立の認可)

第八條 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに試験研究の実施計画、成立の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 第三条第一項各号の要件を備えていること。

二 設立手続並びに定款、試験研究の実施計画及び事業計画の内

容が法令に違反しないこと。

三 その事業を行なうために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

四 その行なおうとする試験研究が組合員が協同して行なうことによつて効率的に実施しうるものであること。

(定款)

第九條 組合の定款には、少なくとも次の事項を定めなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所の所在地

四 組合員たる資格に関する規定

五 組合員の加入及び脱退に関する規定

六 費用の賦課に関する規定

七 損失の処理に関する規定

八 組合員の権利義務に関する規定

定

九 事業の執行に関する規定

十 役員に関する規定

十一 会議に関する規定

十二 会計に関する規定

十三 残余財産の処分に関する規定

定

十四 公告の方法

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又はその原因を記載しなければならない。

3 第一項第一号の事業には、試験研究の課題を明確に記載しなければならない。

(定款の変更)

第十條 定款の変更は、主務大臣の

認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第八條第二項の規定は、前項の認可に準用する。

(規約)

第十一條 組合の運営に関し必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。

2 組合は、前項の規約を設定し、変更し、又は廃止したときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届けなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第十二條 組合は、その成立の日の属する事業年度を除き、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣に届けなければならない。

2 組合は、事業計画又は収支予算を変更したときは、変更の日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届けなければならない。

(費用の賦課)

第十三條 組合は、定款で定めるところにより、組合員に組合の事業に要する費用を賦課することができる。

2 組合員は、前項の費用の納付について、相殺をもつて組合に対抗することができる。

(試験研究用固定資産の取得等について納付した費用に対する所得税又は法人税の課税の特例)

第十四條 主務大臣及び大蔵大臣は、組合に対し、その行なうとする試験研究が国民経済上重要なものであり、かつ、その取得し、

又は製作しようとする機械及び装置(起重機等の搬送設備を含む。)並びに工具、器具及び備品以下「試験研究用固定資産」という。)が当該試験研究のために必要なものである旨の承認をすることができ

2 前項の承認を受けた組合が、前条第一項の規定により、その承認に係る試験研究用固定資産を取得し、又は製作するための費用を賦課する場合において、組合員がその費用を組合に納付したときは、その納付した費用については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

(剰余金の処理)

第十五條 組合は、毎事業年度、剰余金を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は翌事業年度に繰り越さなければならない。

(雑用)

第十六條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)

第二条(登記)、第四条第二項(住所)、第十一条、第十三条、第十八条、第十九条(第一項第四号及び第二項第一号を除く。)(組合員、第二十七條、第二十八條、第三十條から第三十二條まで(設立)、第三十五條(第五項を除く。)、第三十五條の二から第三十六條の三まで、第三十七條第一項、第三十八條、第三十八條の二、第三十九條第二項第三号を除く。)、第四十條から第四

十五條まで(役員等)、第四十六條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで(総会)、第六十二條第一項及び第二項、第六十三條第一項、第三項及び第四項、第六十四條から第六十六條まで、第六十八條第一項、第六十九條(解散及び清算)、第八十三條(第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項を除く。)、第八十四條、第八十五條、第八十六條第一項、第八十七條から第九十三條まで(登記)、第九十四條及び第九十五條第一号、第二号、第四号から第十一号まで及び第十五号から十九号まで(罰則)の規定は、組合に準用する。この場合において、同法第三十一條、第三十五條の二、第四十八條、第六十二條第二項、第六十三條第三項、第九十七條第三項及び第九十四條から第九十六條の二まで中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第五十一條第一項第三号中「毎事業年度の収支予算」とあるのは「試験研究の実施計画並びに毎事業年度の収支予算」と、同法第四号中「経費」とあるのは「費用」と、同法第六十三條第四項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「第一、第二工業技術研究組合法第八條第二項」と、同法第八十三條第一項中「第二十九條の規定による出資の払込」とあるのは「第一工業技術研究組合法第八條第一項の認可」と、同法第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同

組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「鉱工業技術研究組合登記簿」と、同法第九十三条第二項中「書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込のあつたことを証する書面」とあるのは「書面」と読み替へるものとする。

(主務大臣)

第十七条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣とする。ただし、組合の行なう試験研究の成果が直接利用される事業が他の大臣の所管に属するものであるときは、その事業を所管する大臣とする。

(罰則)

第十八条 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第五十五条第二項若しくは第五十五条の四の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して同項の罰金刑を科する。

第十九条 組合が第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十六条第一の規定による命令に違反したときは、その組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

第二十条 第四条第二項の規定に違

反した者は、一万円以下の過料に処する。

第二十一条 次の場合には、組合の役員は、一万円以下の過料に処する。

一 第一条第二項又は第十二条の規定に違反したとき。

二 第十五条の規定に違反したとき。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に技術研究組合という名称を用いている者は、この法律の施行後三月以内に、その名称を変更しなければならぬ。

3 第四条第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

4 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「中小企業団体中央会」の下に「鉱工業技術研究組合」を、「中小企業団体の組織に関する法律」の下に「鉱工業技術研究組合法」を加える。

理 由

鉱工業の生産技術の向上を図るため、これに関する試験研究を協同して行なうための組織として鉱工業技術研究組合を設け、その事業、設立

手続、監督等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

機械類賦税信用保険臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、機械類の割賦販売契約による取引につき信用保険を行なう制度を確立することによつて、中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「機械類」とは、中小企業の設備の近代化に資し、かつ、機械工業の振興と特に生産の合理化を促進する必要があると認められる機械類であつて、政令で定めるものをいう。

2 この法律において「割賦販売契約」とは、代金を政令で定める期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として機械類を販売する契約をいう。

(保険契約)

第三条 政府は、会計年度ごとに、機械類の製造業者又は販売業者(機械類の製造業者からその製造するすべての機械類を譲り受けてこれを販売する者その他政令で定める販売業者に限る。以下「製造業者等」という。)を相手方として、政令で定める機械類の区分ごとに包括して機械類賦税信用保険の保険契約を締結することができる。

2 機械類賦税信用保険は、製造業者が締結した機械類の割賦販売契約につき、政府と製造業者等との

間に、製造業者等が当該割賦販売契約に基づいて機械類を引き渡した後(引渡し前にその設置のために労務の提供を必要とする機械類であつて政令で定めるものについては、当該労務の提供を開始した後。以下同じ)に到来する決済期において支払を受けることができなくなかつた代金の額をてん補すべき保険関係が成立する信用保険とする。

3 政府は、次に掲げる場合には、第一項の保険契約を締結してはならない。

一 製造業者等が当該割賦販売契約を履行する能力を有すると認められない場合

二 当該保険契約を締結しても、中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資すると認められない場合

(保険価額及び保険金額)

第四条 前条第二項の保険関係においては、割賦販売契約に基づく機械類の代金の額のうちその機械類を引き渡した後を受領すべき金額を保険価額とし、保険価額に百分の五十を乗じて得た金額を保険金額とする。

(保険金)

第五条 第三条第二項の保険関係に基づいて政府がてん補すべき額は、保険価額のうち製造業者等が決済期において支払を受けることができなくなかつた代金の額(会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の規定による更生手続開始の決定があつた場合その他これに準ずる場合において、当該決済期

後において決済期の到来する代金を将来にわたつて回収することができないことが確定であると認められるときは、その代金の額を加えた金額)から次に掲げる金額を控除した残額に百分の五十を乗じて得た金額とする。

一 当該割賦販売契約に係る機械類の処分その他損失を軽減するために必要な処置を講ずることにより回収した金額

二 決済期において支払を受けることができなかったことにより支出を要しなくなつた金額

(保険料率)

第六条 第三条第一項の保険契約の保険料率は、この法律による政府の保険事業の収入が支出を償うように、政令で定める。

(契約の限度)

第七条 政府は、一会計年度内に締結する第三条第一項の保険契約に基づいて成立する保険関係の保険金額の総額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内において、その保険契約を締結するものとする。

(代金等の回収)

第八条 保険金の支払を受けた製造業者等は、第三条第二項の保険関係が成立した割賦販売契約に基づく代金の回収又はその割賦販売契約に係る機械類の処分その他当該機械類に関する権利の行使に努めなければならない。

(回収金の納付)

第九条 保険金の支払を受けた製造業者等は、その支払の請求をした後回収した金額から当該保険金に

係る決済期以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第五条に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

(契約の解除等)

第十條 政府は、製造業者等がこの法律（これに基づく命令を含む。）の規定又は第三条第一項の保険契約の条項に違反したときは、同条第二項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保険契約を解除することが出来る。

附 則

1 この法律は、昭和三十六年七月一日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行後五年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までに成立した第三条第二項の保険関係については、なお従前の例による。

3 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十六号の二の次に次の一号を加える。

三十六の三 機械類賦払信用保険を行なうこと。

第十條第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 機械類賦払信用保険に関すること。

第二十七條第十号の次に次の一号を加える。

十の二 機械類賦払信用保険に関すること。

理 由

中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資するため、機械類の割賦販売契約による取引について政府が信用保険を行なう制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中村(幸)委員長代理 まず順次趣旨の説明を聴取することにいたします。

通産大臣 権名悦三郎君。

○権名國務大臣 割賦販売法案について提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

わが国における割賦販売がここ数年來急速な発展を遂げておりますことは、皆様御承知の通りであります。このように割賦販売が国民経済上かなりの地歩を占めるようになりましたのは、それが一般消費者にとつては消費支出の合理化を通じて生活水準の向上に役立つとともに、生産業者にとつては国内における商品市場を拡大し、大量生産による生産費の切り下げを可能とするからであります。このような制度は今後もますます発展していくものと考えられるのであります。

しかしながら、割賦販売は長期間にわたる継続契約であるため、割賦販売業者と購入者との間に紛争が生じやすい等種々の問題がありますので、今後割賦販売の健全かつ合理的な発達をはかつていくためには、一般の購入者の保護、割賦販売業者の確保、その他割

賦販売の健全化について必要な措置を講ずる必要があるものと考えられます。これが本法案を提案するに至った理由であります。

次に本案の概要について申し上げます。第一に、一般の購入者を保護するため、割賦販売業者に対して現金価格、割賦販売価格等を明示する義務及び割賦販売契約の基本的な内容を記載した書面を購入者に交付する義務を課するとともに、契約の解除、損害賠償等に関して購入者を不当に不利な立場に置く契約条項は無効とすることにしております。

第二に、割賦販売業者の債権の確保をはかるため、割賦販売された商品の所有権は、その代金が完済されるまでは割賦販売業者に留保されたものと推定することとしております。

第三に、割賦販売の健全な発達をはかるため、必要があるときは、主務大臣は、商品ごとに頭金の割合と賦払い期間とについて標準を定めてこれを公示し、それに著しく違反して割賦販売が行なわれ、割賦販売の健全な発達に著しい支障が生ずるようなときは、その割賦販売業者に対して販売条件の改善を勧告することができるようにして、割賦販売の健全化をはかることとしております。

第四に、商品の引き渡しに先だつて購入者から代金を受領する前払い式割賦販売は、登録を受け、営業保証金を供託した者でなければ業として営んではならないこととし、登録を受けることができる者を資力、信用のある者に限ることによつて、一般の購入者の保護をはかることとしております。

第五に、信販会社、チケット発行団体等の割賦購入あっせん業者の発行する証票が大量に転々流通すること及びその目的外使用により不健全金融が行なわれることを防止するため、それを譲り受け、あるいは資金の融通に關して提供させることを業として行なうことを禁止することとしております。

第六に、割賦購入あっせんは、登録を受け、営業保証金を供託した者でなければ業として営んではならないこととし、登録を受けることができる者を資力、信用のある者に限ることによつて加盟小売店の保護をはかることとしております。

本法の内容は、おおむね以上の通りであります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。

次に、鉱工業技術研究組合法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

世界的な技術革新と貿易自由化の進展に即応しつつ、当面せる国民所得倍増計画を達成するためには、産業構造を高度化し、生産能力の向上をはかることが必須の要件であり、そのためには、その基礎となる鉱工業技術を大いに振興しなければならぬことは、あらためて申し上げるまでもないところであります。

わが国産業界においても、近年、国産技術を創造するための自主的試験研究体制を確立しようとする機運が次第に高まってきたのであります。基礎研究から大規模な工業化への一貫した試験研究の展開とか、多数部門の技術の総合化を必要とする試験研究の遂行等につきましては、一事業者の力のみをもってしては実施困難な場合が

少なくないのであります。これらについては事業者が協同して研究する体制をとることが有効適切な方策であると考えられるのであります。

しかるに、現在協同研究体がとり得る組織としてあげることが出来る公益法人、中小企業等協同組合、会社、任意団体等は、いずれも協同研究を推進するための組織といたしましては、適切といえない場合が多いのであります。

そこで、協同研究のために最も適した組織として新たに鉱工業技術研究組合という制度を設け、産業界における鉱工業技術の協同研究の推進をはかり、もつて技術水準の向上に寄与しようとするのが、本法案の主眼とするところでありまして、

この法律案の内容につきましては、御審議のつど詳細に御説明申し上げます。と存じますが、ここにその概略を述べさせていただきますならば、鉱工業技術研究組合の組織としての著しい特質は次の諸点であります。

第一は、試験研究を主たる目的とする性格上、非出資の組合とし、組合の運営に要する費用は原則として組合員に対する賦課金によることとした点であります。

第二は、本制度の乱用を避けるため、実質的には一企業の研究所と異ならないよう擬装的な組合あるいは休眠組合を排除し得るよう規定を整備した点であります。

第三は、事業年度ごとの剰余金の分配を禁止し、組合の非営利性を明確にするとともに、事業遂行の基礎を自壊させることのないよう配慮した点であります。

その他につきましましては、本組合が試験研究に関する相互扶助組織でありますので、必要に応じて、類似の性格を有する中小企業等協同組合に関する規定を適用することとしております。

次に本法律案におきましては、組合の結成及びその行なう試験研究の促進をはかるための税制上の特別措置を置くこととしており、その内容につきましては租税特別措置法の一部を改正する法律案において御審議を願うこととなっております。

以上がこの法律案の提案理由及びその主要内容であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことを切望する次第であります。

次に、機械類賦税信用保険臨時措置法案について、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

わが国の国民経済上、中小企業がきわめて重要な地位を占めており、今後わが国経済の健全な発展をはかるためには、中小企業の設備の近代化を強力に推進する必要があることは、論を待たないところであります。

最近、設備機械につきまして、主として中小企業に対する割賦販売が徐々に増加しておりますことは、ただいま申し上げました中小企業の設備の近代化という面から、きわめて注目し値することと存じます。しかしながら、割賦販売の相手方は主として中小企業でありますので、割賦販売に伴う信用危険が大きく、設備機械の製造業者等が割賦販売を一段と積極化するには、なお相当の困難がある実情にあります。他方、そのような設備機械の供給の任に当たりますわが国の機械工業は、国民経済の高度成長をになう産業として

て、所得倍増計画におきましても今後兩期的な発展を期待されておりますが、現状におきましてはその国際競争力にはなほだ弱体であり、今後の貿易自由化に對処して、早急に生産規模を高めてコスト引き下げをはかる必要があり、特に工作機械等の設備機械につきましては、割賦販売によって国内市場を積極的に拡大すると同時に、市場の安定をはかる必要が痛感されております。

かように中小企業の設備の近代化を推進するという面と、設備機械の市場の拡大と安定をはかつてその国際競争力を強化するという二つの要請にあわせこたえるためには、設備機械の割賦販売を今後大いに促進することが必要であると存するものであります。このためには割賦販売取引について政府による信用保険制度を確立することが何よりも肝要であり、これが本法案を提案するに至った理由でございます。

次に本法案の概要について申し上げます。

第一に、保険契約の形式でございますが、これは原則として設備機械類の製造業者を相手方として、会計年度ごとに、国が包括保険契約の形の信用保険契約を結ぶこととしたしております。包括保険契約の形をとりましたのは、その会計年度内にその製造業者が割賦販売をする特定の設備機械は、すべて保険契約の対象となりますので、危険が分散されて保険料の低減をはかることができるわけでございます。

第二に保険契約の内容でございますが、この保険契約を締結いたしますと、製造業者は設備機械類を割賦販売した場合に、その割賦販売代金が不払

いとなったときの損失を、国から填補されることとなります。この損失に対する国からの填補の割合は、百分の五十となっております。

第三に、保険事業の健全な運営をはかるため、特定の場合には、政府は保険契約を締結してはならないこととするともに、保険金の支払いを受けた製造業者等には、代金回収に努力する義務を課し、回収金は政府が填補した損害の割合に応じて政府に納付させ、また製造業者等が法律または契約の条項に違反した場合には保険金の不払いまたは返還等の措置をとることができるとしてあります。

第四に、本法案による信用保険事業を運営する方式でございますが、その能率的、合理的運営をはかるため、国が一般会計からの繰入金等をもって特別会計を設置し、この特別会計をもって独立採算制による事業の運営をすることとしてあります。なお、ただいま申し上げました特別会計につきましては、別途機械類賦税信用保険特別会計法案を提出いたしております。

本法案の内容はおおむね以上の通りであります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

〔加藤(清)委員「こんな状態で慎重審議ができるか」と呼ぶ〕

○田中(武)委員 議事進行について。本日の委員会の運営を見ておりまして、今後の委員会の運営に関して若干委員長において――きょうは代理でございますが、委員長において考えてもらわねばならぬ問題が二、三ありますので、この際特に発言をいたしましたので、今後の運営のために考えていただ

きたいと思ひます。

そのまず第一点は、ただいま加藤委員からも言われておるように、法案の提案のときには、少なくとも委員の半数以上は出ておる、構成しておるといふ状態においてやっていただきたことにはこの割賦法案はわが党におきましては、今日御承知のような消費ブームと言われるこういう中であつて、一つの重要法案である、こういうふうに考えまして、本会議で趣旨説明を要求をしたいような法案でございます。それをこのような中において説明をしていただいても、徹底を欠くおそれがあります。従いまして今後法案の説明に当たりましては、少なくとも半数以上の委員がおるといふことを建前にしてもらいたい。

さらにもう一点は、本日の当初の問題でございまして、参考人をあらかじめ用意しておいて、その日になってから参考人を、いわば裁判所における在廷証人というような、ああいう格好でやることは、前にもそういうことがあつて、われわれから苦情を言つたはずでございます。今後そういうような運営をしてもらいたくない。

さらに発言及び質問の順序は、あらかじめ定めた通りにやってもらいたい。それが途中から変わるといふことは、何のためにあらかじめ発言順序をきめておるのかわからぬ。

以上の三点を申し上げて、今後委員会の運営に十分気をつけてもらいたい。そうでなければわれわれは協力できないというのを宣言しておきます。

○中村(幸)委員長代理 ただいま田中委員から発言がありました件につきま

しては、委員長におきまして今後慎重に処置して参りたいと存じます。本日はこの程度にとどめ、次会は、来たる三月三日金曜日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時三十七分散会